

令和5年度第1回 国民健康保険運営協議会 協議資料

目 次

令和4年度決算構成比較(対前年度比)	… P1
令和5年度当初予算構成比較(対前年度比)	… P2
令和5年度補正予算の概要について	… P3
第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画の策定について	… P4
加古川市国民健康保険料の料率見直しの考え方について	… P5

加 古 川 市
国民健康保険課

令和4年度決算構成比較(対前年度比)

(歳入)

(単位:円)

	令和4年度決算		令和3年度決算		対前年度増減			
		構成比 (%)		構成比 (%)	決算額増減比 (%)	構成比前年度差 (ポイント)		
保険料・税	医療現年度賦課分	3,246,869,239	12.07	3,324,827,416	12.05	▲77,958,177	▲2.34	0.02
	介護現年度賦課分	323,849,368	1.20	316,833,384	1.15	7,015,984	2.21	0.05
	後期支援現年度賦課分	790,207,938	2.94	806,536,058	2.92	▲16,328,120	▲2.02	0.02
	医療滞納繰越分	92,600,480	0.34	126,304,663	0.46	▲33,704,183	▲26.68	▲0.12
	介護滞納繰越分	13,644,688	0.05	20,208,955	0.07	▲6,564,267	▲32.48	▲0.02
	後期支援滞納繰越分	22,422,438	0.08	30,563,733	0.11	▲8,141,295	▲26.64	▲0.03
	計	4,489,594,151	16.68	4,625,274,209	16.76	▲135,680,058	▲2.93	▲0.08
	国庫	制度関係業務事業費補助金	0	0.00	0	0.00	0	-
災害等臨時特例補助金		0	0.00	15,069,000	0.05	▲15,069,000	皆減	▲0.05
計		0	0.00	15,069,000	0.05	▲15,069,000	皆減	▲0.05
県支出金	普通交付金	19,125,806,346	71.08	19,488,945,054	70.64	▲363,138,708	▲1.86	0.44
	特別交付金	106,071,000	0.39	98,933,000	0.36	7,138,000	7.21	0.03
	特別調整交付金	71,405,000	0.27	71,431,000	0.26	▲26,000	▲0.04	0.01
	県繰入金	416,912,679	1.55	455,592,036	1.65	▲38,679,357	▲8.49	▲0.10
	特定健康診査等負担金	56,738,000	0.21	59,496,000	0.22	▲2,758,000	▲4.64	▲0.01
	計	19,776,933,025	73.50	20,174,397,090	73.13	▲397,464,065	▲1.97	0.37
諸収入	68,630,427	0.26	100,026,728	0.36	▲31,396,301	▲31.39	▲0.10	
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	486,390,405	1.81	482,859,082	1.75	3,531,323	0.73	0.06
	保険基盤安定繰入金(軽減分)	892,059,455	3.31	900,395,840	3.26	▲8,336,385	▲0.93	0.05
	職員給与費等繰入金	260,216,539	0.96	250,954,249	0.91	9,262,290	3.69	0.05
	出産育児一時金等繰入金	34,693,333	0.13	38,597,333	0.14	▲3,904,000	▲10.11	▲0.01
	財政安定化支援繰入金	254,974,000	0.95	221,879,000	0.81	33,095,000	14.92	0.14
	その他一般会計繰入金	457,295,300	1.70	390,343,050	1.42	66,952,250	17.15	0.28
	未就学均等割軽減分	10,392,560	0.04	0	0.00	10,392,560	皆増	0.04
	計	2,396,021,592	8.90	2,285,028,554	8.29	110,993,038	4.86	0.61
基金繰入金	157,613,000	0.59	373,385,000	1.35	▲215,772,000	▲57.79	▲0.76	
繰越金	18,720,141	0.07	15,177,234	0.06	3,542,907	23.34	0.01	
財産収入	275,550	0.00	908,395	0.00	▲632,845	▲69.67	0.00	
合計	26,907,787,886	100.00	27,589,266,210	100.00	▲681,478,324	▲2.47	0.00	

(歳出)

(単位:円)

	令和4年度決算		令和3年度決算		対前年度増減			
		構成比 (%)		構成比 (%)	決算額増減比 (%)	構成比前年度差 (ポイント)		
総務費	一般管理費	108,084,921	0.40	102,190,252	0.37	5,894,669	5.77	0.03
	基金積立金	275,550	0.00	908,395	0.00	▲632,845	▲69.67	0.00
	連合会負担金	1,571,476	0.01	1,623,164	0.01	▲51,688	▲3.18	0.00
	徴収費	92,027,961	0.34	88,561,893	0.32	3,466,068	3.91	0.02
	運営協議会費	358,420	0.00	190,197	0.00	168,223	88.45	0.00
	計	202,318,328	0.75	193,473,901	0.70	8,844,427	4.57	0.05
	保険給付費	療養給付費	16,355,077,566	60.85	16,668,363,467	60.46	▲313,285,901	▲1.88
療養費		143,574,472	0.53	141,511,995	0.52	2,062,477	1.46	0.01
審査支払手数料		58,148,771	0.22	58,360,393	0.21	▲211,622	▲0.36	0.01
葬祭費		18,550,000	0.07	18,450,000	0.07	100,000	0.54	0.00
高額療養費		2,391,278,661	8.90	2,453,759,466	8.90	▲62,480,805	▲2.55	0.00
移送費		0	0.00	0	0.00	0	-	0.00
出産育児諸費		51,411,108	0.19	58,676,631	0.21	▲7,265,523	▲12.38	▲0.02
結核医療附加金		35,561	0.00	19,446	0.00	16,115	82.87	0.00
傷病手当金		5,387,816	0.02	1,153,098	0.00	4,234,718	367.25	0.02
計		19,023,463,955	70.78	19,400,294,496	70.37	▲376,830,541	▲1.94	0.41
事業費納付金	医療給付費分	5,188,510,028	19.31	5,447,900,938	19.76	▲259,390,910	▲4.76	▲0.45
	後期高齢者支援金等分	1,564,132,005	5.82	1,660,108,943	6.02	▲95,976,938	▲5.78	▲0.20
	介護納付金分	541,603,748	2.01	517,547,730	1.88	24,056,018	4.65	0.13
計	7,294,245,781	27.14	7,625,557,611	27.66	▲331,311,830	▲4.34	▲0.52	
保健事業費	176,368,503	0.66	176,758,423	0.64	▲389,920	▲0.22	0.02	
諸支出金	179,621,263	0.67	174,461,638	0.63	5,159,625	2.96	0.04	
予備費	0	0.00	0	0.00	0	-	0.00	
合計	26,876,017,830	100.00	27,570,546,069	100.00	▲694,528,239	▲2.52	0.00	

	令和4年度決算	令和3年度決算	対前年度増減
歳入歳出差引	31,770,056円	18,720,141円	13,049,915円

令和5年度当初予算構成比較(対前年度比)

(歳入)

(単位:千円)

	令和5年度予算		令和4年度予算		対前年度増減			
		構成比 (%)		構成比 (%)		予算額増減比 (%)	構成比前年度差 (ポイント)	
保険料・税	医療現年度賦課分	3,122,308	11.65	3,299,622	12.19	▲177,314	▲5.37	▲0.54
	介護現年度賦課分	329,335	1.23	315,462	1.17	13,873	4.40	0.06
	後期支援現年度賦課分	762,745	2.85	805,002	2.98	▲42,257	▲5.25	▲0.13
	医療滞納繰越分	94,013	0.35	112,168	0.41	▲18,155	▲16.19	▲0.06
	介護滞納繰越分	14,564	0.05	17,262	0.06	▲2,698	▲15.63	▲0.01
	後期支援滞納繰越分	22,806	0.09	27,206	0.10	▲4,400	▲16.17	▲0.01
	計	4,345,771	16.22	4,576,722	16.91	▲230,951	▲5.05	▲0.69
	県支出金	普通交付金	19,189,693	71.63	19,246,178	71.12	▲56,485	▲0.29
特別交付金								
保険者努力支援分		110,673	0.41	99,260	0.37	11,413	11.50	0.04
特別調整交付金分		41,344	0.15	59,228	0.22	▲17,884	▲30.20	▲0.07
県繰入金分		327,209	1.22	270,165	1.00	57,044	21.11	0.22
特定健診等負担金分		59,024	0.22	57,243	0.21	1,781	3.11	0.01
計	19,727,943	73.63	19,732,074	72.92	▲4,131	▲0.02	0.71	
諸収入	93,000	0.35	96,000	0.35	▲3,000	▲3.12	0.00	
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	448,864	1.68	482,860	1.78	▲33,996	▲7.04	0.02
	保険基盤安定繰入金(軽減分)	819,218	3.06	900,396	3.33	▲81,178	▲9.02	▲3.28
	職員給与費等繰入金	264,445	0.99	265,989	0.98	▲1,544	▲0.58	0.01
	出産育児一時金等繰入金	50,000	0.19	46,200	0.17	3,800	8.23	0.02
	財政安定化支援繰入金	254,974	0.95	221,879	0.82	33,095	14.92	0.13
	その他一般会計繰入金	440,059	1.64	480,279	1.78	▲40,220	▲8.37	▲0.14
	未就学児均等割保険料繰入金	9,109	0.03	11,306	0.04	▲2,197	▲19.43	▲0.01
計	2,286,669	8.54	2,408,909	8.90	▲122,240	▲5.07	▲0.36	
基金繰入金	336,637	1.26	248,491	0.92	88,146	35.47	0.34	
繰越金	0	0.00	0	0.00	0	-	0.00	
財産収入	425	0.00	277	0.00	148	53.43	0.00	
合計	26,790,445	100.00	27,062,473	100.00	▲272,028	▲1.01	0.00	

(歳出)

(単位:千円)

	令和5年度予算		令和4年度予算		対前年度増減				
		構成比 (%)		構成比 (%)		予算額増減比 (%)	構成比前年度差 (ポイント)		
総務費	一般管理費	112,914	0.42	112,996	0.42	▲82	▲0.07	0.00	
	基金積立金	425	0.00	277	0.00	148	53.43	0.00	
	連合会負担金	1,519	0.01	1,610	0.01	▲91	▲5.65	0.00	
	徴収費	91,132	0.34	94,241	0.35	▲3,109	▲3.30	▲0.01	
	運営協議会費	536	0.00	539	0.00	▲3	▲0.56	0.00	
	計	206,526	0.77	209,663	0.78	▲3,137	▲1.50	▲0.01	
	保険給付費	療養給付費	16,470,503	61.48	16,496,727	60.96	▲26,224	▲0.16	0.52
療養費		153,699	0.57	153,699	0.57	0	0.00	0.00	
審査支払手数料		58,312	0.22	60,280	0.22	▲1,968	▲3.26	0.00	
葬祭費		20,000	0.08	20,000	0.07	0	0.00	0.01	
高額療養費		2,416,373	9.02	2,450,500	9.06	▲34,127	▲1.39	▲0.04	
移送費		100	0.00	100	0.00	0	0.00	0.00	
出産育児諸費		75,032	0.28	69,335	0.26	5,697	8.22	0.02	
結核医療附加金		50	0.00	50	0.00	0	0.00	0.00	
傷病手当金		5,000	0.02	1,000	0.00	4,000	400.00	0.02	
計		19,199,069	71.67	19,251,691	71.14	▲52,622	▲0.27	0.53	
事業費納付金		医療給付費分	4,992,100	18.64	5,188,511	19.17	▲196,411	▲3.79	▲0.53
		後期高齢者支援金等分	1,557,247	5.81	1,564,133	5.78	▲6,886	▲0.44	0.03
		介護納付金分	536,844	2.00	541,604	2.00	▲4,760	▲0.88	0.00
計	7,086,191	26.45	7,294,248	26.95	▲208,057	▲2.85	▲0.50		
保健事業費	211,629	0.79	223,841	0.83	▲12,212	▲5.46	▲0.04		
諸支出金	86,030	0.32	82,030	0.30	4,000	4.88	0.02		
予備費	1,000	0.00	1,000	0.00	0	0.00	0.00		
合計	26,790,445	100.00	27,062,473	100.00	▲272,028	▲1.01	0.00		

令和5年度 補正予算の概要について

○歳入歳出

(単位:千円)

	当初予算額	補正額	補正後の額
歳入歳出予算額	26,790,445	117,046	26,907,491

○歳 入

(単位:千円)

科目	当初予算額	補正額	補正後の額	補正理由
基金繰入金	336,637	85,276	421,913	県支出金の精算に伴う返還金の増額補正に伴い、歳入不足を補うための基金繰入金を増額する必要があるため。
繰越金	0	31,770	31,770	令和4年度決算の結果、31,770,056 円の黒字となったため、その全額を繰越金として計上し、補正する。

○歳 出

(単位:千円)

科目	当初予算額	補正額	補正後の額	補正理由
諸支出金 償還金	56,000	117,046	173,046	令和4年度に交付された県支出金(普通交付金等)について、実績報告による精算により返還金が生じたため。

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

1 計画の概要

本計画は、国民健康保険法第 82 条に基づく第 3 期データヘルス計画として位置付け、「ウェルネスプランかこがわ-第3次健康増進計画・食育推進計画」との整合を図りつつ、地域の特性を踏まえた効率的かつ効果的な保健事業を展開することにより、被保険者の健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化を目指し策定します。

また、第3期計画からはデータヘルス計画の県単位での標準化を実施し、県及び市町が共通の評価指標を共有することにより、県内市町の現状と課題を可視化することができ、より効果的な保健事業の実施につなげることができます。

なお、本計画においては、保健事業の中核をなす特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法を定めた「加古川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」を含み、一体的に策定することとしています。

2 計画名

- (1) 加古川市国民健康保険 第3期データヘルス計画
- (2) 加古川市国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画

3 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

4 今後のスケジュール

令和5年 11月	計画(素案)の作成
12月	国民健康保険運営協議会での協議(諮問)
令和6年 2月	国民健康保険運営協議会での協議(答申)
3月	計画の策定

加古川市国民健康保険料の料率見直しの考え方について

1 国民健康保険事業基金の現状

令和4年度決算時点での基金残高は約8億 9,900 万円となっています。また、令和5年度予算においては、歳入不足の補てんのため、約4億 2,200 万円の取崩しを見込んでおり、令和5年度決算時点の基金残高は、約4億 7,700 万円となる見込みです。

(下表参照)

【基金の状況】

(単位:円)

	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算見込
年度当初基金残高	1,666,013,019	1,428,279,828	1,055,803,223	898,465,773
年度中の積立額	4,410,735	908,395	275,550	424,746
年度中の取崩額	242,143,926	373,385,000	157,613,000	421,913,000
年度末基金残高	1,428,279,828	1,055,803,223	898,465,773	476,977,519

2 国保会計財政推計について(別紙「国保会計財政推計」参照)

現行保険料率における令和6年度以降の推計では、令和6年度に基金残高を超える約5億 5,400 万円の不足が生じ、基金の取崩しのみで不足分を補えない状況です。

また、令和7年度、令和8年度においても、それぞれ、約7億 2,500 万円、約9億 8,300 万円の不足が発生する見込みであり、令和6年度以降の保険料率の改定が必須な状況です。

3 料率見直しの方向性について

令和9年度に予定している県内標準保険料率の統一、令和5年度末の基金残高見込み及び国保会計財政推計を勘案し、令和6年以降の保険料率の見直しについては、以下の方向性で進めたいと考えています。

【見直しの方向性】

令和6年度以降、県の提示する本市の標準保険料率を設定することとし、毎年度保険料率を変更する。

【理由】

事業費納付金は、県・市町の歳入歳出、被保険者数、被保険者の所得、医療費、国が示す係数など、複数の項目により算出されるため、事業費納付金の増減を市で推計し、保険料率を設定することは、令和5年度末の基金残高見込みにおいて財政リスクが非常に高いため、安定的な財政運営のためには、決定された事業費納付金により提示される標準保険料率を毎年度設定することが必要と考えています。

【今後の予定】

次回の運営協議会において、標準保険料率を設定した場合の被保険者への影響について、モデルケース等によりお示し、審議いただきたいと考えています。

◎「国保会計財政推計」 ※現在の保険料率を維持した状態

(単位:円)

		令和4年度 決算	令和5年度 現計予算	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計
被保険者数(年度平均)		51,590	49,193	47,718	46,478	45,269
歳入	保険料(現年)	4,360,926,545	4,214,388,000	4,116,572,860	4,047,639,593	3,980,443,454
	保険料・税(滞繰)	128,667,606	131,383,000	119,011,074	107,830,283	97,713,444
	普通交付金	19,125,806,346	19,189,693,000	18,959,416,684	18,731,903,684	18,544,584,647
	県支出金(普通交付金除く)、一般会計繰入等	3,134,774,389	2,950,114,000	2,965,153,042	2,885,098,690	2,769,373,472
	基金からの繰入金	157,613,000	421,913,000	0	0	0
	計	26,907,787,886	26,907,491,000	26,160,153,660	25,772,472,250	25,392,115,017
歳出	事業費納付金	7,294,245,781	7,086,191,000	7,185,267,384	7,256,625,945	7,328,305,955
	保険給付費	19,023,463,955	19,199,069,000	18,959,416,684	18,731,903,684	18,544,584,647
	事務費、保険事業費、還付・償還金等	558,308,094	622,231,000	569,559,356	509,029,475	502,444,516
	計	26,876,017,830	26,907,491,000	26,714,243,424	26,497,559,104	26,375,335,118
歳入－歳出		31,770,056	0	▲554,089,764	▲725,086,854	▲983,220,101
決算基金残高		898,465,773	476,977,773	476,977,773	476,977,773	476,977,773
実質単年度収支		▲144,287,535	▲421,913,000	-	-	-

令和5年度 加古川市国民健康保険運営協議会 開催日程

	日時・場所	議事内容(予定)
第2回	日時:令和5年11月16日(木) 14:00~ 場所:新館9階 191会議室	・協議事項 加古川市国民健康保険料の料率見直しについて(諮問)
第3回	日時:令和5年12月21日(木) 14:00~ 場所:新館9階 191会議室	・報告事項 加古川市国民健康保険条例の改正について 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について ・協議事項 加古川市国民健康保険料の料率見直しについて(答申) 第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画の策定について(諮問)
第4回	日時:令和6年2月8日(木) 14:00~ 場所:新館9階 191会議室	・報告事項 加古川市国民健康保険条例の改正について 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について ・協議事項 第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画の策定について(答申)

令和5年度版

国民健康保険事業概要

(令和4年度実績等)

加古川市

市民憲章

わたくしたち加古川市民は

1. きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
1. 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
1. 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
1. 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
1. 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

(昭和39年11月3日制定)

「ウェルネス都市宣言」

「ひと」がほほえみ

「まち」が輝き

「自然」があふれる。

ウェルネスは、だれもが

いきいきと毎日を過ごすこと。

よりよい環境の中で、豊かな心をはぐくみ、

楽しく学び、元気に働き、明るく生きる。

ウェルネスは、一人ひとりの

心の持ち方と行動によって達成されます。

加古川市は、市民のウェルネスライフを支え、

「ウェルネス都市 加古川」の実現をめざします。

平成12年6月8日 加古川市

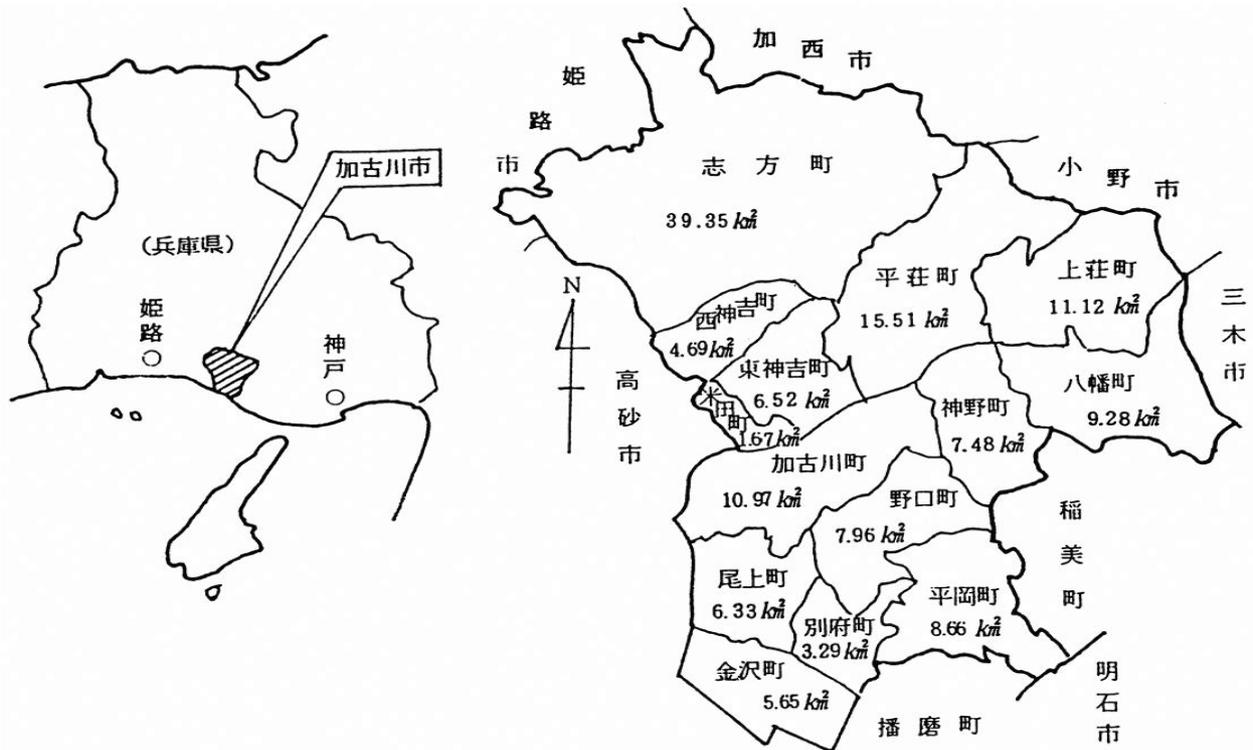
目 次

I 一般状況	
1 市勢	1
2 国民健康保険事務機構及び事務分掌	2
3 国民健康保険の沿革	3
4 国民健康保険運営協議会	10
II 被保険者	
1 被保険者数の推移	12
2 年齢別被保険者数	12
3 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	13
III 保険給付	
1 給付の種類	15
2 年度別保険給付の状況	17
3 第三者行為及び返納金の収入状況	18
IV 保険料(税)	
1 令和3年度国民健康保険料(税)徴収実績集計表	19
2 賦課・収入等の年度別推移	21
3 料(税)率等推移	22
4 令和3年度所得段階別状況	23
5 令和3年度所得区分別納付義務者	27
6 減免状況	27
7 軽減状況の年度別推移	28
8 電話督促実施状況	29
9 口座振替利用状況	29
10 令和3年度不納欠損一覧表	30
11 執行停止集計表	31
12 差押件数及び金額一覧表	31
13 1人当たり保険料調定額及び収納率等	32
V 保健事業	33
VI 国保財政	
1 決算状況	36
2 年度別決算状況	38
3 年度別経理関係諸率	39
4 令和3年度事業年報	40
VII 関係条例等	
・加古川市国民健康保険条例	54
・加古川市国民健康保険条例施行規則	73
・加古川市国民健康保険事業基金条例	81
・加古川市国民健康保険運営協議会規則	82
・加古川市国民健康保険人間ドック助成規則	83

I 一般狀況

1. 市勢

(令和3年10月1日現在)



総面積	138.48km ²					
方位	地点	距離	東 経	北 緯	海 抜	
極東	八幡町野村617番地の12	15.83km	134° 56' 19"	34° 46' 35"	最高	304.2m
極西	志方町原1081番地		134° 45' 57"	34° 49' 19"		
極南	金沢町地先	17.85km	134° 49' 45"	34° 42' 11"	最低	1.4m
極北	志方町畑1093番地		134° 49' 01"	34° 51' 50"		

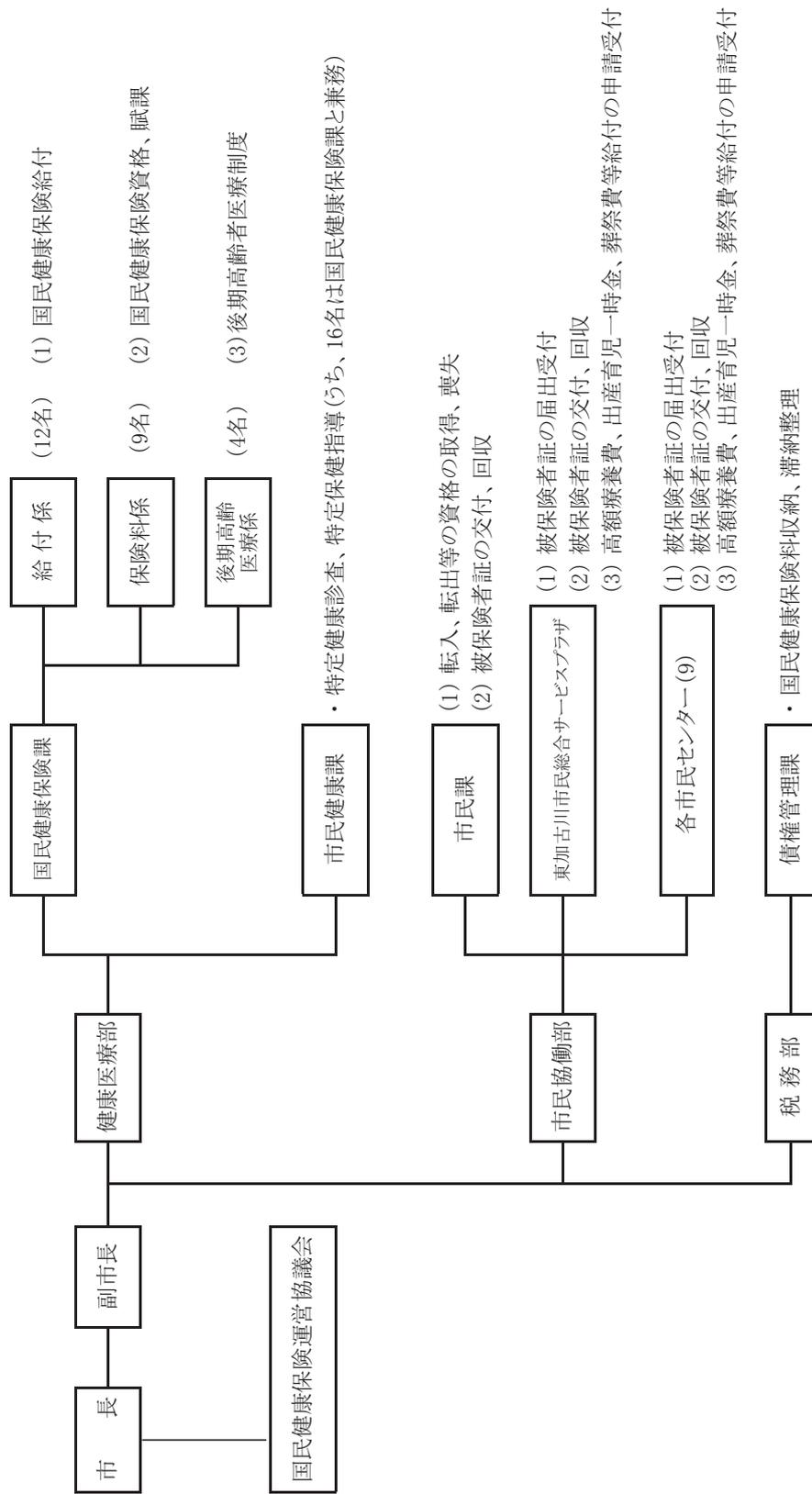
年度別人口・世帯数等調べ

年 度	人 口	世 帯 数	人口密度 (人/km ²)
20	267,753	98,963	1,933
21	268,266	100,313	1,937
22	266,889	99,603	1,927
23	267,935	101,360	1,934
24	268,390	102,138	1,938
25	268,053	102,989	1,935
26	267,043	103,733	1,928
27	267,435	103,495	1,931
28	266,443	104,232	1,924
29	265,055	104,786	1,914
30	263,697	105,623	1,904
R1	262,308	106,454	1,894
2	260,878	107,195	1,884
3	259,603	108,113	1,875

(注) 人口・世帯数：各年10月1日現在の推計人口による。

2. 国民健康保険事務機構及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)



3. 国民健康保険の沿革

年 月	内 容
昭和30年 3月 4月	市議会に国民健康保険実施を提案(加古川市国民健康保険規約) 給付割合5割 国民健康保険事業開始 国保料限度額 3万円
31年 9月	国保料から国保税へ 限度額の引き上げ (3万円→5万円)
33年 8月 10月 12月	給付額の引上げ 助産費 500円→1千円 埋葬費 700円→2千円 診療報酬点数表改正 甲・乙選択制となる (1点単価10円) 加古川市国民健康保険条例制定
34年 1月 4月	国民健康保険法の全面改正 昭和36年度より国民皆保険となる 外国人の国保適用実施
36年 4月 7月 12月	法により国民皆保険となる 医療費改定 (12.5%引上げ) " (2.3% ")
37年 12月	給付額の引上げ 助産費 1千円→2千円
38年 4月	世帯主の給付割合を5割から7割に引上げ
40年 1月 11月	医療費改定 (9.5%引上げ) " (3.0% ") 薬価基準改定 (4.5%引下げ)
42年 10月 12年	薬価基準改定 (11.2%引下げ) 医療費改定 (医科 7.68% 歯科 12.65%引上げ)
43年 1月	世帯員の給付割合を5割から7割に引上げ
44年 1月 4月	薬価基準改定 (5.6%引下げ) 国保事業担当機構の改革 保健衛生課から社会課へ移行 給付額の引上げ 埋葬費 2千円→3千円 国民健康保険税賦課事務の電子計算稼働開始
45年 2月 7月 8月	医療費改定 (8.77%引上げ) " (9.74% ") 薬価基準改定 (3.0%引下げ)
46年 4月 9月	国保税限度額の引上げ (5万円→8万円) 給付額の引上げ 助産費 2千円→1万円
47年 2月	医療費改定 (13.7%引上げ) 薬価基準改定 (1.7%引下げ)
48年 1月 4月	老人等医療助成制度発足 (県の制度として) 国保事業担当課を社会課から保険年金課へ機構改革
49年 2月 4月 7月	医療費改定 (17.5%) 薬価基準改定 (1.5%引下げ) 国保税限度額の引上げ (8万円→12万円) 給付額の引上げ 助産費 1万円→2万円 埋葬費 3千円→5千円 被保険者資格取得喪失等関係事務における電子計算機の使用開始 高額療養費支給制度実施 (一部負担限度額3万円) 医療費改定 (16.0%引上げ)
50年 1月	薬価基準改定 (0.7%引下げ)
51年 4月 8月	国保税限度額の引上げ (12万円→15万円) 給付額の引上げ 助産費 2万円→4万円 医療費改定 (9.0%引上げ) 高額療養費自己負担限度額の引上げ 3万円→3万9千円 医療費改定 (歯科9.0%引上げ)
52年 4月	給付額の引上げ 埋葬費 5千円→1万円 国保税限度額の引上げ (15万円→17万円)

年 月	内 容
昭和53年 2月 4月 7月 10月	医療費改定 (11.6%引上げ) 薬価基準改定 (2.0%引下げ) 国保税限度額の引上げ (17万円→19万円) 保健婦の所轄を保険衛生課へ移管 給付額の引上げ 助産費 4万円→6万円
54年 2月 4月 6月 10月	志方町を編入合併 国保加入世帯 16,348 被保険者数 46,751人 旧志方町の給付額引上げ 国保税限度額の引上げ (19万円→22万円) 兵庫県高額療養費支払資金貸付制度の幹旋開始 給付額の引上げ 助産費 6万円→8万円 埋葬費 1万円→2万円
55年 4月	国保税限度額の引上げ (22万円→24万円)
56年 4月 6月	給付額の引上げ 埋葬費 2万円→3万円 国保税限度額の引上げ (24万円→26万円) 医療費改定 (8.1%引上げ) 薬価基準改定 (6.1%引上げ) 人間ドック受診料助成制度発足 国民健康保険優良世帯表彰制度発足
57年 2月 4月 8月 9月	給付額の引上げ 助産費 8万円→10万円 国保税限度額の引上げ (26万円→27万円) 老人保健法成立 (昭和58年2月実施) 高額療養費自己負担限度額の引上げ 3万9千円→4万5千円 (58年1月から5万1千円。ただし、低所得者等及び70歳以上は据え置き)
58年 1月 2月 4月	高額療養費自己負担限度額の引上げ 4万5千円→5万1千円 老人保健法実施 国保税限度額の引上げ (27万→28万円)
59年 3月 4月 10月	医療費改定 (5.1%引上げ) 薬価基準 (16.6%引下げ) 国保税限度額の引上げ (28万→30万円) 退職者医療制度の実施 高額療養費の制度改正
60年 3月 4月	医療費改定 (3.3%引上げ) 薬価基準 (6.0%引下げ) 国保税限度額の引上げ (30万→32万円)
61年 4月 5月	国保税限度額の引上げ (32万→35万円) 高額療養費自己負担限度額の引上げ 5万1千円→5万4千円
62年 4月	国保税限度額の引上げ (35万→37万円) 給付額の引上げ 助産費 10万円→13万円
63年 4月 6月	国保税限度額の引上げ (37万→39万円) 医療費改定 (3.4%引上げ) 薬価基準改定 (10.3%引下げ) 薬価基準改定 (0.6%引下げ)
平成元年 4月 5月 6月	国保税限度額の引上げ (39万→40万円) 納期数の増設(5期→9期) 医療費改定 (0.11%引上げ) 薬価基準改定 (2.4%引下げ) 高額療養費自己負担限度額の引上げ 5万4千円→5万7千円 厚生省指導監査
2年 4月	医療費改定 (3.7%引上げ) 薬価基準改定 (9.2%引下げ)
3年 5月 9月	高額療養費自己負担限度額の引上げ 5万7千円→6万円 国民健康保険事業基金の設置

年 月	内 容
平成4年 1月 4月	会計検査院実施検査受検 医療費改定（5.0%引上げ）薬価基準改定（8.1%引下げ） 国保税限度額の引上げ（40万→42万円） 給付額の引上げ 助産費 13万円→24万円
5年 4月 5月 8月	国保税限度額の引上げ（42万→44万円） 給付額の引上げ 埋葬費 3万円→5万円 高額療養費自己負担限度額の引上げ 6万円→6万3千円 厚生省指導監査
6年 4月 6月 10月	機構改革により、保険年金課に国保税係を創設 医療費改定（4.8%引上げ）薬価基準改定（6.6%引下げ）甲・乙点数表の一本化 国保税限度額の引上げ（44万→46万円） 会計検査院実施検査受検（診療報酬関係） 医療保険制度改正 入院時食事療養費の創設 助産費から出産育児一時金へ（給付額の引上げ 24万→30万円）
7年 4月 7月	機構改革により年金係を分離、福祉課医療助成係を統合し、市民部保険年金課から生活文化部保険医療課へ改称 国保税から国保料へ移行 国保料限度額の引上げ（46万円→49万円） 結核予防法、精神保健法の改正（国保条例の一部改正）
8年 4月 6月 9月 10月	国保料限度額引上げ（49万→51万円） 医療費改定（3.4%引上げ）薬価基準改定（2.6%引下げ） 高額療養費自己負担限度額の引上げ 63,000円→63,600円 厚生省指導監査 入院時食事療養費負担額引上げ（600円→760円/日）
9年 4月 7月 9月	国保料限度額引上げ（51万→52万円） 会計検査院実地検査受検 外来時等の薬剤一部負担金創設
10年 4月 6月	人間ドック助成資格要件緩和 事務費負担金の全額一般財源化 医療費改定（1.5%引上げ）薬価基準改定（2.8%引下げ） 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担の見直し（7月から適用） 会計検査院実地検査受検
11年 4月	機構改革により国保税係を保険料担当と徴収担当に分割し、生活文化部保険医療課から市民部保険医療課へ改称
12年 1月 4月 12月	会計検査院実地検査受検（医療関係） 国保料限度額引上げ（52万円→53万円） 介護保険料の賦課開始 医療費改定（2.0%引上げ）薬価基準改定（7.0%引下げ） 短期証交付開始
13年 1月 7月 12月	高額療養費自己負担額の改正（上位所得者の新設） 入院時食事療養費負担額引上げ（760円→780円/日） 海外療養費の創設 出産費資金貸付開始 資格証明書交付開始

年 月	内 容
平成14年 2月 4月 10月	<p>会計検査院実地検査受検（医療関係）</p> <p>機構改革により国民年金係を統合し、保険医療課から保険年金課へ改称 人間ドック助成金額を見直し、助成対象に市民病院人間ドックを追加 医療費改定（1.3%引下げ）薬価基準改定（1.4%引下げ）</p> <p>高額療養費自己負担限度額の改正 一部負担金の見直し 3歳未満の乳幼児2割負担、70歳以上75歳未満1割負担 （一定以上所得者2割負担）、70歳以上薬剤一部負担廃止 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の見直し（退職者医療制度全額負担）</p>
15年 4月	<p>退職被保険者等の一部負担金3割（3歳～69歳）に改正、特例療養費の廃止 高額療養費自己負担限度額の改正 外来薬剤一部負担金の廃止 保険料の算定方法の見直し（地方税法の改正）</p>
16年 1月	人間ドック助成制度、助成対象に神鋼加古川病院・はりま病院検診センターを追加
17年 4月	<p>保険料の算定方法の見直し（地方税法の改正） 都道府県調整交付金創設 都道府県調整交付金創設に伴う条例の改正 会計検査院実地検査受検</p>
18年 4月 10月	<p>国保料（介護分）限度額引上げ（7万円→8万円） 医療費改定（1.36%引下げ）薬価基準改定（1.8%引下げ）</p> <p>高額療養費自己負担限度額の改正 前期高齢者負担割合の改正（一定以上所得者のみ、2割→3割） 特定疾病の一部負担金引き上げ（上位所得者のみ、1万円→2万円） 出産育児一時金の給付額引上げ（30万→35万円） 療養病床に入院する高齢者の入院時の食費の負担額変更及び居住費の負担追加</p>
19年 4月	<p>人間ドック助成制度、加古川総合保健センターに1日コースを追加 70歳未満の高額医療費現物給付の開始 会計検査院実地検査受検（医療関係）</p>
20年 4月 5月 12月 21年 1月	<p>国保料改定 医療分（所得割8%→7.2%、平等割27,600円→22,800円、限度額 53万円→47万円）、後期高齢者支援金等分を新設（所得割1.8%、均等割6,800円、 平等割5,400円、限度額12万円）介護分（所得割1.8%→2.4%、均等割8,400円→ 9,500円、平等割4,800円→5,400円、限度額8万円→9万円） 医療費改定（0.38%引上げ）薬価基準（1.20%引下げ） 70歳以上75歳未満の人の自己負担割合引き上げ（1割→2割）（*但し、国が1割 を負担するため本人は1割負担） 乳幼児の一部負担金軽減（2割）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前） 療養病床入院時の「食費・居住費」負担対象年齢引き下げ（70歳→65歳） 高額医療・高額介護合算制度が創設 退職者医療制度の対象年齢引き下げ（75歳未満→65歳未満） 第1期加古川市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成20～24年度）に基づき、 特定健診・特定保健指導開始 後期高齢者医療制度開始</p> <p>5月 会計検査院実地検査受検（国保関係）</p> <p>12月 国民健康保険被保険者証をカード化</p> <p>21年 1月 出産育児一時金の給付額引上げ（35万→38万円）*但し、産科医療補償制度に加入された方のみ</p>

年 月	内 容
平成21年 4月	国保料改定 介護分（限度額9万円→10万円）
6月	人間ドック助成制度、加古川市民病院1泊2日コースを削除
10月	会計検査院実地検査受検（医療関係）
11月	出産育児一時金の給付額引上げ（38万→42万円）*但し、産科医療補償制度に加入された方のみ ジェネリック医薬品希望カードの配布を開始
22年 4月	国保料改定 医療分（限度額47万円→50万円）、後期高齢者支援金等分（限度額12万円→13万円） 国保業務支援システム導入
10月	医療費改定（1.55%引上げ）薬価基準（1.36%引下げ） 国民健康保険料収納対策として、収納特別対策班を発足（平成23年1月31日解散）、 コールセンター設置
12月	近畿厚生局実地検査受検
23年 4月	機構改革により医療助成係及び国民年金係と分離し、保険年金課から国民健康保険課へ改称 国保料改定 医療分（限度額50万円→51万円）、後期高齢者支援金等分（限度額13万円→14万円）、介護保険分（10万円→12万円）
5月	会計検査院実地検査受検（医療関係）
10月	国民健康保険料収納対策として、収納特別対策班を発足（平成24年1月31日解散）
24年 4月	機構改革により徴収係新設 人間ドック助成制度、加古川東市民病院に2日通院コースを追加 医療費改定（1.38%引上げ）薬価基準（1.38%引下げ） 外来診療の高額療養費現物給付の開始
6月	会計検査院実地検査受検（国保関係）
25年 2月	後発医薬品差額通知を開始
25年 4月	機構改革による債権回収課の設立に伴い、徴収係廃止 加古川市国民健康保険優良世帯表彰規則の廃止 国保料改定 医療分（均等割27,600円→25,600円、平等割22,800円→19,800円） 第2期加古川市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成25～29年度）の策定 特定健診に市独自の受診項目（クレアチニン、尿酸値）を追加
26年 4月	人間ドック助成制度、加古川西市民病院1日コースを追加 医療費改定（0.73%引上げ）薬価基準（0.63%引下げ）
6月	会計検査院実地検査受検（国保関係、医療関係）
27年 1月	産科医療補償制度未加入の医療機関について出産育児一時金の給付額引上げ（390,000円→404,000円） 70歳未満の高額療養費自己負担限度額改正
27年 4月	国保料改定 後期高齢者支援金等分（限度額14万円→16万円）、介護保険分（限度額12万円→14万円） 人間ドック助成金額の定額化
5月	会計検査院実地検査受検（国保関係）
28年 3月	第1期加古川市国民健康保険データヘルス計画（平成28～29年度）の策定

年 月	内 容
平成28年 4月	<p>国保料改定 医療分(所得割7.2%→7.8%、平等割19,800円→22,800円、限度額51万円→54万円)、後期高齢者支援金等分(限度額16万円→19万円)、介護保険分(限度額14万円→16万円)</p> <p>人間ドック助成制度について、磯病院半日コース、順心病院1日コース、たずみ病院1日コース、松本病院1日コースを追加</p> <p>収納・徴収業務を一元化するため、債権管理課へ機構改革</p> <p>医療費改定 (0.49%引上げ) 薬価基準 (1.33%引下げ)</p>
5月	会計検査院実地検査受検 (医療関係)
7月	人間ドック助成制度について、加古川中央市民病院1日コース、1泊2日コース、2日通院コースを追加(加古川東市民病院と加古川西市民病院が統合し、加古川中央市民病院が開設)
8月	住民情報システム(ADWORLD)導入
29年 4月	<p>かこがわウェルビーポイント制度の開始(国保は平成29年度のみ)</p> <p>国民健康保険料のコンビニ収納開始</p>
5月	会計検査院実地検査受検 (国保関係、医療関係)
6月	糖尿病改善教室の開始
8月	70歳以上の高額療養費自己負担限度額改正
11月	マイナンバーによる情報連携の本格運用の開始
30年 1月	第1次兵庫県国民健康保険運営方針(平成30～32年度)の策定
2月	<p>第2期加古川市国民健康保険データヘルズ計画(平成30～35年度)の策定(第3期加古川市国民健康保険特定健康診査等実施計画を包含)</p> <p>医療費通知の様式変更</p>
30年 4月	<p>国保料改定 医療分(限度額54万円→58万円)</p> <p>兵庫県との国保共同運営の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県単位の資格管理、高額療養費多数回該当の通算 ・国保情報集約システムの導入 ・保険給付費等交付金制度の創設 ・国保事業費納付金・標準保険料率の導入 <p>保険者努力支援制度の創設</p> <p>財政安定化基金の運用開始</p> <p>高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の廃止</p> <p>未就学児の地方単独事業実施に係る国庫負担金減額措置の廃止</p> <p>医療費改定 (0.55%引上げ) 薬価基準 (1.74%引下げ)</p>
5月	インセンティブによる特定健診受診勧奨事業「健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーン」の実施
8月	70歳以上の高額療養費自己負担限度額改正
31年 1月	会計検査院実地検査受検(保険者間調整関係)
31年 4月	<p>国保料改定 医療分(限度額58万円→61万円)</p> <p>医療費改定 (0.41%引上げ) 薬価基準 (0.48%引下げ)</p> <p>人間ドック助成制度について、堀胃腸外科1日コースを追加</p>
令和 元年 5月	会計検査院実地検査受検(国保関係)
6月	新規保健事業(服薬指導、歯周病検診、早期介入簡易検査)の開始
令和 2年 3月	新型コロナウイルス(COVID-19)の流行

年 月	内 容
令和 2年 4月	国保料改定 医療分(限度額61万円→63万円) 介護分(限度額16万円→17万円) 医療費改定 (0.55%引上げ) 薬価基準 (1.01%引下げ)
5月	新型コロナウイルスにかかる加古川市国民健康保険条例・施行規則の改正(傷病手当金)
6月	新型コロナウイルスにかかる加古川市国民健康保険条例施行規則の改正(保険料の減免)
3年 3月	第2期データヘルス計画中間評価の実施
3年 4月	機構改革により市民部国民健康保険課から健康医療部国民健康保険課へ改称 人間ドック助成制度について、大西メディカルクリニック半日コースを追加
6月	要受療者支援事業の開始
4年 1月	産科医療補償制度未加入の医療機関について出産育児一時金の給付額引上げ (404,000円→408,000円)
4年 4月	国保料改定 医療分(限度額63万円→65万円) 後期分(限度額19万円→20万円) 未就学児に係る国民健康保険料均等割額の軽減措置の導入 医療費改定 (0.43%引上げ) 薬価基準 (1.37%引下げ) 人間ドック助成制度について、はりま病院1泊2日コースを削除

4. 国民健康保険運営協議会

(1) 委員の構成

① 被保険者を代表する委員	4人
② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員	4人
③ 公益を代表する委員	4人

(2) 令和3年度運営協議会開催状況(令和3年4月～令和4年3月)

【第1回】

開催日:令和3年12月9日(木)

出席委員:7人

内容:加古川市国民健康保険条例の改正について

加古川市国民健康保険料の料率について

令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

【第2回】

開催日:令和4年1月27日(木)

出席委員:8人

内容:令和3年度決算見込について

加古川市国民健康保険条例の改正について

加古川市国民健康保険料の料率について

加古川市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年8月1日現在

区 分	氏 名
被保険者を代表する委員	えのもと たつこ 榎本 達子
	みちした まさよ 道下 昌代
	なかた きみよ 中田 貴美代
	やまもと しゅうぞう 山本 修三
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	もりた みちこ 森田 美智子
	よしおか とうよう 吉岡 東洋
	にしお ゆかり 西尾 由香里
	かさたに きみよ 笠谷 君代
公益を代表する委員	おおにし けんいち 大西 健一
	あらかね えりこ 荒金 英里子
	やない けいじ 柳井 景二
	しみず あけみ 清水 朱美

II 被 保 險 者

1. 被保険者数の推移 (各年度3月31日現在)

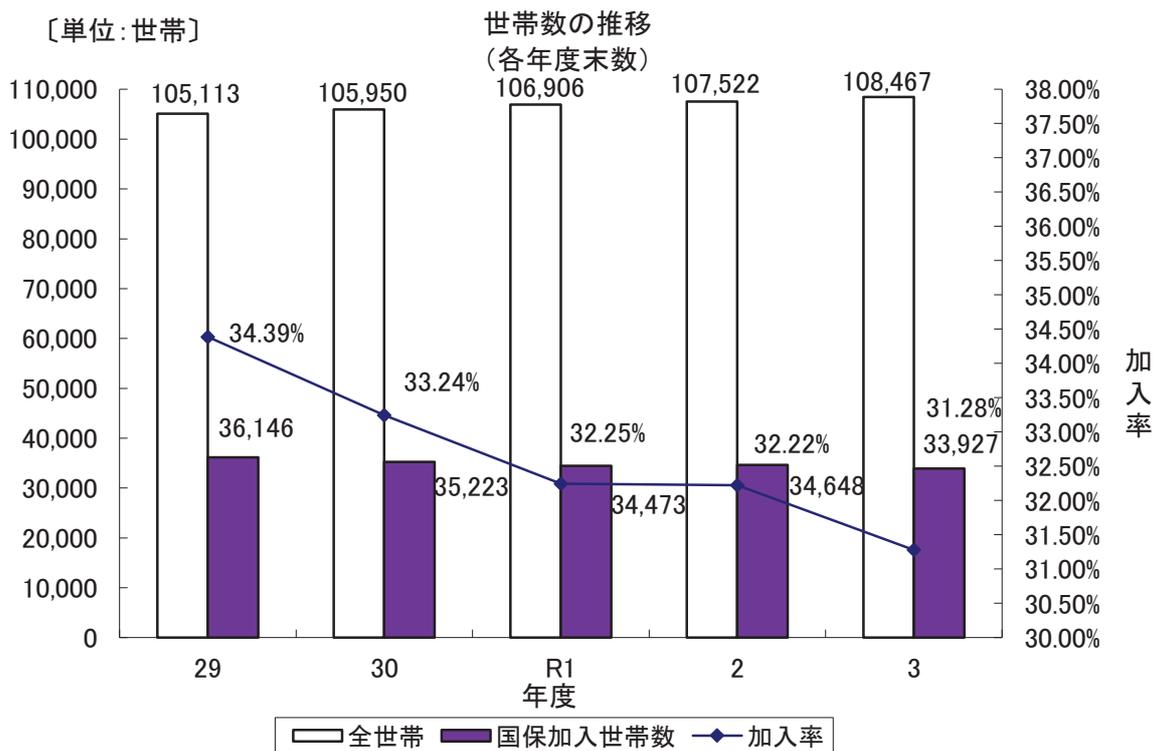
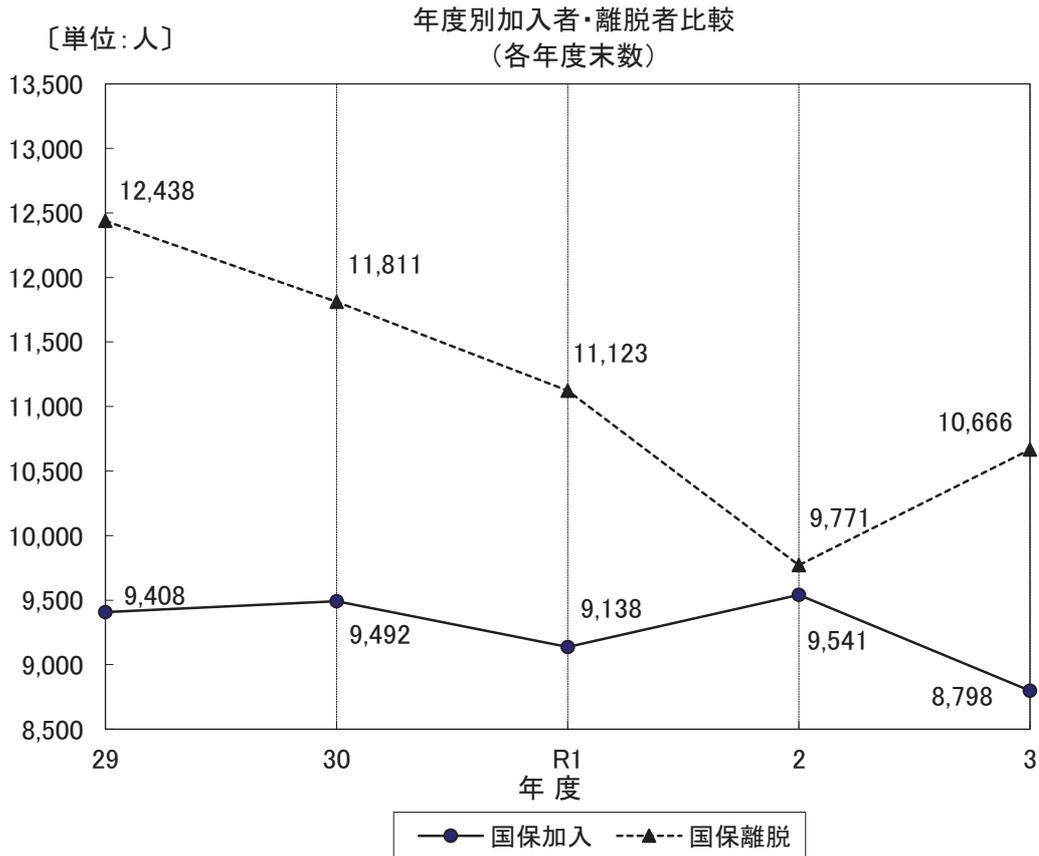
年度	区分	世帯別			人口別			
		全市世帯数	被保険者世帯数	加入率	年間平均被保険者世帯数	全市人口	被保険者数	加入率
29	105,113	(324)	(0.90%)	(485)	263,954	(396)	(0.68%)	(612)
		36,146	34.39%	36,960		58,566	22.19%	60,487
30	105,950	(77)	(0.22%)	(209)	262,647	(84)	(0.15%)	(247)
		35,223	33.24%	35,993		56,272	21.42%	57,994
R1	106,906	(6)	(0.02%)	(35)	261,324	(7)	(0.01%)	(37)
		34,473	32.25%	35,034		54,317	20.79%	55,608
2	107,522	(0)	(0.00%)	(1)	260,096	(0)	(0.00%)	(1)
		34,648	32.22%	34,781		54,113	20.81%	54,603
3	108,467	(0)	(0.00%)	(0)	258,505	(0)	(0.00%)	(0)
		33,927	31.28%	34,676		52,267	20.22%	53,839

※ ()は退職被保険者等再掲
 加入率の()は退職者医療制度該当者構成比
 全市世帯数・人口については推計による
 ※ 平均世帯数、被保険者数は3月～2月ベース

2. 年齢別被保険者数 (各年度3月31日現在)

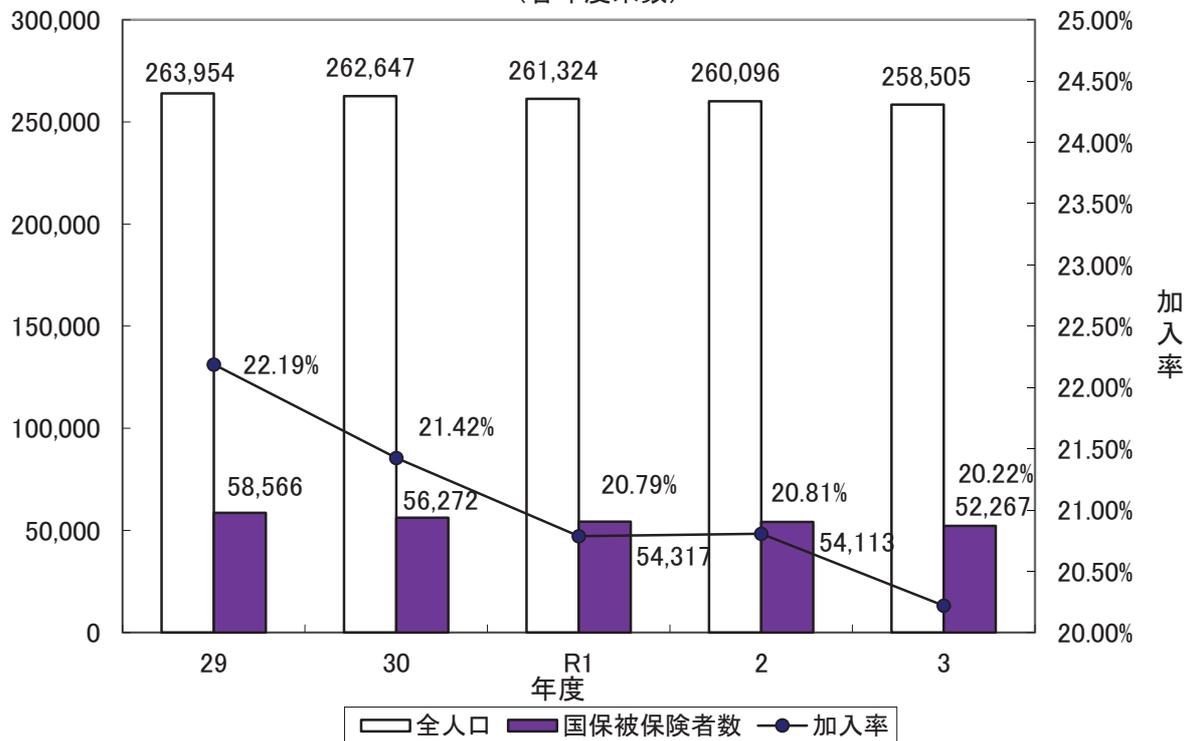
年度	区分	未就学者		就学者～69才		70才～74才					
		計		一般		現役並み所得者					
		被保険者数(人)	構成比	被保険者数(人)	構成比	被保険者数(人)	構成比	被保険者数(人)	構成比		
29	58,566	1,516	2.59%	42,885	73.22%	14,165	24.19%	13,398	22.88%	767	1.31%
30	56,272	1,414	2.51%	40,115	71.29%	14,743	26.20%	13,949	24.79%	794	1.41%
R1	54,317	1,277	2.35%	37,401	68.86%	15,639	28.79%	14,841	27.32%	798	1.47%
2	54,113	1,242	2.30%	36,283	67.05%	16,588	30.65%	15,740	29.09%	848	1.57%
3	52,267	1,142	2.19%	34,596	66.19%	16,529	31.62%	15,657	29.96%	872	1.67%

3. 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移



〔単位：人〕

被保険者数の推移 (各年度末数)



Ⅲ 保 險 給 付

1. 給付の種類

(1) 療養給付費・療養費

- ・一般、退職被保険者（就学者～69歳）・・・7割
- ・未就学者・・・8割
- ・70歳以上の高齢者・・・8割

7割（現役並み所得者）※1

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に一定の所得（課税所得が145万円）以上の70歳以上の国保加入者がいる人

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2について、医療費の5%自己負担相当額を結核医療附加金として現物給付。

(2) 高額療養費

1カ月の保険医療費の一部負担金が以下の自己負担限度額を超えると、その超えた額を世帯主の申請により支給。

(70歳未満の者)

ア	総所得金額等※2が 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]
イ	総所得金額等が 600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]
ウ	総所得金額等が 210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
エ	総所得金額等が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円 [44,400円]
オ	住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

※2 総所得金額等とは、基礎控除後の所得金額のこと

(70歳以上の者)【平成30年8月診療分以降】

		外来(個人ごと)	世帯単位で入院と外来が複数ある場合は合算
現役並み 所得者 ※1	現役並み Ⅲ※6	/	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]
	現役並み Ⅱ※7		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]
	現役並み Ⅰ※8		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
一	般	18,000円 (年間上限 144,000円※5)	57,600円 [44,400円]
住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ ※4		15,000円

※3 住民税非課税世帯低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主と国保加入者が住民税非課税の者

※4 住民税非課税世帯低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主と国保加入者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない者

- ※5 年間上限とは、1年間（8月1日～翌年7月31日）の外來の自己負担限度額の合計の上限額
- ※6 現役並みⅢとは、同一世帯に課税所得が690万円以上の70歳以上の国保加入者がいる人
- ※7 現役並みⅡとは、同一世帯に課税所得が380万円以上690万円未満の70歳以上の国保加入者がいる人
- ※8 現役並みⅠとは、同一世帯に課税所得が145万円以上380万円未満の70歳以上の国保加入者がいる人

- ① 70歳未満の者の一部負担金で21,000円以上の負担が同一世帯で複数生じた場合は、それらを合算した額が上記の自己負担限度額を超えるとき、その超えた額を世帯主の申請により支給。（世帯合算）
- ② 同一世帯で高額療養費の支給が過去12ヵ月以内に4回以上あった場合、4回目以降は上記の表〔 〕内の額を超える額を世帯主の申請により支給。（多数該当）
- ③ 厚生労働大臣の定める疾病に係る一部負担金が1万円（70歳未満で所得区分アまたはイに該当する者は2万円）を超えるとき、その超えた額を支給。（特定疾病）

(3) 出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠85日以上の子死産を含む）したとき、当該世帯主に対して1分娩につき、408,000円（但し、産科医療補償制度加入の場合420,000円）をその申請により支給。

※出産育児一時金直接支払制度・・・平成21年10月以降の出産について、本来は世帯主が行う出産育児一時金の請求手続きと受け取りを、出産する医療機関等で契約手続きを行うことにより、世帯主に代わって医療機関等が行う制度。

(4) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者にその申請により5万円を支給。

(5) 入院時食事療養費

入院時に療養の給付と併せて受けた食事の提供について、入院時食事療養費を支給。
（額は、入院時の食事に要する額から標準負担額を控除した額）

(6) 移送費

患者の移送に要した費用が必要と認められた場合、申請により支給。

(7) 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に罹患または罹患疑いにより、療養のため就労が出来なくなった被用者に対し、日額平均給与の2/3を給付する。令和3年度は、19件に対して総額1,153,098円を支給した。

2. 年度別保険給付の状況
 (1) 療養の給付 ※3月～2月診療ベース

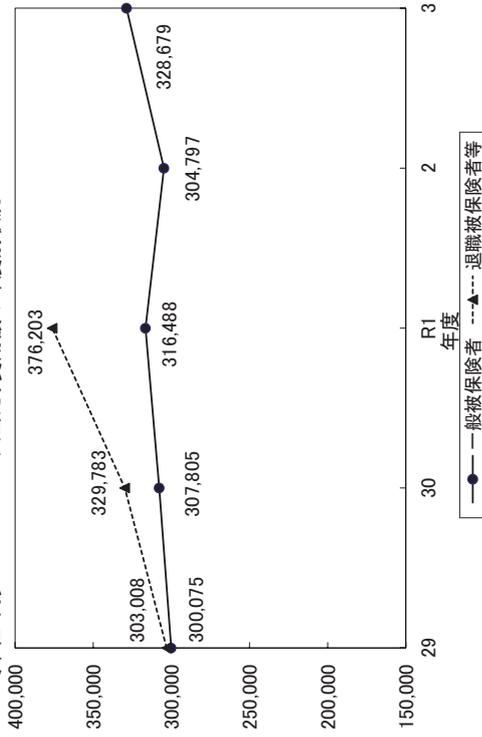
種別	入院			入院外			歯科			合計			(単位:件、日、円)		
	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	1件当たり	1人当たり	1件当たり
29	14,783	225,563	8,150,849,248	579,305	914,047	8,091,133,037	130,949	235,933	1,724,997,980	725,037	1,375,543	17,966,980,265	24,781	300,075	300,075
30	14,211	219,074	8,096,389,484	563,810	876,641	7,942,838,529	128,835	227,883	1,735,598,345	706,356	1,323,598	17,774,826,358	25,146	307,805	307,805
R1	13,942	213,101	7,893,820,842	548,063	844,818	7,993,472,020	128,454	222,263	1,700,261,000	690,459	1,280,182	17,587,553,862	25,472	316,488	316,488
2	12,607	199,819	7,581,869,313	500,150	749,354	7,460,842,064	113,315	195,106	1,599,787,812	626,072	1,144,279	16,642,499,199	26,582	304,797	304,797
3	12,439	198,704	8,034,376,570	516,874	769,002	7,982,685,534	119,693	200,280	1,678,706,995	649,006	1,167,986	17,695,769,099	27,266	328,679	328,679

※1 件数…診療報酬明細書(レセプト)の枚数。
 ※2 日数…診療に要した日数。
 ※3 費用額…診療報酬点数に点数単価10円を乗じたもので、被保険者が払う一部負担金を含む。
 ※4 受診率…合計の件数を平均被保険者数(3月～2月)で除して百分率により表した率。
 ※5 1件当たり費用額…合計の費用額を合計の件数で除した額。
 ※6 1人当たり費用額…合計の費用額を平均被保険者数(3月～2月)で除した額。
 ※7 1件当たり日数…合計の日数を合計の件数で除した額。

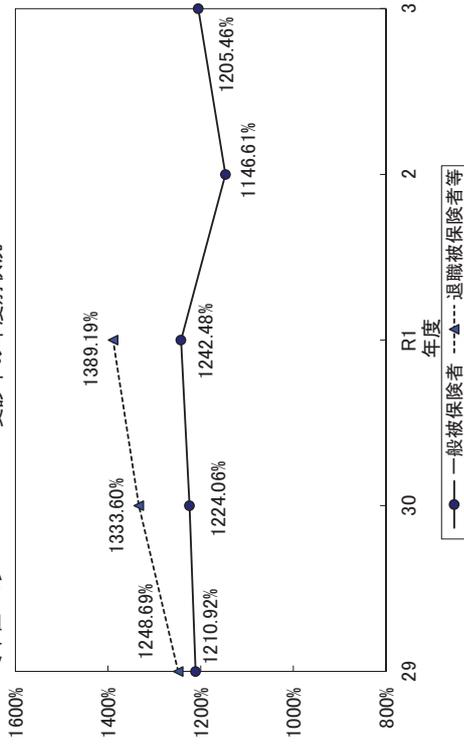
②退職被保険者等

種別	入院			入院外			歯科			合計			(単位:件、日、円)		
	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	件数	1日数	費用額	1件当たり	1人当たり	1件当たり
29	156	2,064	74,575,910	6,040	9,564	92,556,466	1,446	2,646	18,308,820	7,642	14,274	185,441,196	24,266	303,008	303,008
30	60	826	31,381,930	2,599	3,991	41,968,310	635	1,157	8,106,250	3,294	5,974	81,456,490	24,729	329,783	329,783
R1	11	123	7,385,100	408	561	5,429,950	95	194	1,104,450	514	878	13,919,500	27,081	376,203	376,203
2	0	0	0	5	6	54,310	1	1	9,900	6	7	64,210	10,702	-	-
3	0	0	0	0	0	-1,800	0	0	0	0	0	-1,800	-	-	-

1人当たり費用額の年度別状況



受診率の年度別状況



(2)療養費 ※4月～3月支給ベース (単位:件、円)

年度	一般被保険者		1件当たり 支給決定額	退職被保険者等		1件当たり 支給決定額	合計1件当たり 支給決定額
	件数※	支給決定額		件数	支給決定額		
29	27,106	178,329,087	6,579	292	1,735,390	5,943	6,572
30	24,720	158,504,124	6,412	90	595,223	6,614	6,413
R1	24,170	156,719,975	6,484	16	154,247	9,640	6,486
2	21,244	142,656,067	6,715	1	9,403	9,403	6,715
3	21,328	141,168,162	6,619	0	0	0	6,619

※件数・・・療養費として支給決定した件数。

(3)高額療養費 ※4月～3月支給ベース (単位:件、円)

年度	一般被保険者		1件当たり 支給決定額	退職被保険者等		1件当たり 支給決定額	合計1件当たり 支給決定額
	件数※	支給決定額		件数	支給決定額		
29	39,043	2,202,943,044	56,424	281	24,240,089	86,264	56,637
30	38,979	2,274,256,209	58,346	148	13,396,639	90,518	58,467
R1	38,369	2,283,090,261	59,504	15	2,448,175	163,212	59,544
2	36,031	2,264,516,611	62,849	1	54,708	54,708	62,849
3	38,799	2,446,633,007	63,059	0	0	0	63,059

(4)調剤 ※3月～2月診療ベース (単位:件、円)

年度	一般被保険者		1件当たり 費用額	退職被保険者等		1件当たり 費用額	合計1件当たり 費用額
	件数※1	費用額※2		件数	費用額		
29	398,776	4,501,235,425	11,288	4,255	48,770,988	11,462	11,289
30	389,063	4,225,862,263	10,862	1,820	20,448,780	11,236	10,863
R1	378,260	4,276,439,662	11,306	270	3,927,580	14,547	11,308
2	350,216	4,172,754,654	11,915	4	38,360	9,590	11,915
3	361,545	4,257,636,338	11,776	0	0	0	11,776

※1 件数・・・診療報酬明細書(レセプト)の枚数。

※2 費用額・・・診療報酬点数に点数単価10円を乗じたもので、被保険者が払う一部負担金を含む。

(5)出産育児一時金・葬祭費支給状況 ※4月～3月支給ベース (単位:円)

年度	出産育児一時金			葬 祭 費			給付額合計
	金額※1	件 数※2	支給額	金額	件 数※3	支給額	
29	40万4千	181件	77,131,248	5万	403件	20,150,000	97,281,248
30	40万4千	205件	86,654,699	5万	386件	19,300,000	105,954,699
R1	40万4千	156件	65,636,864	5万	369件	18,450,000	84,086,864
2	40万4千	159件	66,778,889	5万	395件	19,750,000	86,528,889
3	40万8千	138件	58,648,281	5万	369件	18,450,000	77,098,281

※1 平成21年度以降の出産育児一時金は、平成21年10月より産科医療補償制度に加入していれば42万円。

※2 件数・・・出産育児一時金として支給決定した件数。

※3 件数・・・葬祭費として支給決定した件数。

(6)傷病手当金 ※4月～3月支給ベース (単位:円)

年度	件 数	支給額	1件当たり支給額
R2	6件	349,698	58,283
3	19件	1,153,098	60,689

3. 第三者行為及び返納金の収入状況

(1)第三者行為 (単位:件、円)

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
29	48	54,854,168	3	1,426,370	51	56,280,538
30	64	41,944,369	0	0	64	41,944,369
R1	57	33,261,613	0	0	57	33,261,613
2	59	46,770,490	0	0	59	46,770,490
3	67	43,950,220	0	0	67	43,950,220

(2)返納金 (単位:件、円)

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
29	768	10,941,439	15	248,227	783	11,189,666
30	1,085	12,243,420	5	37,041	1,090	12,280,461
R1	1,314	19,505,589	2	16,982	1,316	19,522,571
2	1,050	22,121,343	1	20,000	1,051	22,141,343
3	803	15,019,732	0	0	803	15,019,732

IV 保 険 料 (税)

1. 令和3年度 国民健康保険料(税)徴収実績集計表

令和4年5月31日現在 (単位:円)

区分 一般・退職の別	1 最終予算額	2 最終調定済額	3 収納済累計額	4 還付未済額 (別掲)	5 不納欠損額	6 収入未済額 (翌年度繰越額)	7 収納率		8		9 収納率 増減	10 収納済額 増減	
							対予算	対調定	最終調定済額	前年度決算 収納済累計額			収納率 (対調定)
一般分国保料(税)	4,534,680,000	5,210,034,987	4,604,330,600	19,006,576	110,979,815	494,724,572	101.54%	88.37%	5,460,751,869	4,727,656,134	86.58%	1.79%	-2.61%
現年度分	4,365,448,000	4,622,881,400	4,429,667,582	18,529,276	0	193,213,818	101.47%	95.82%	4,748,432,900	4,517,432,554	95.14%	0.68%	-1.94%
医療分	3,258,639,000	3,445,028,644	3,306,298,140	18,529,276	0	138,730,504	101.46%	95.97%	3,535,158,097	3,369,709,239	95.32%	0.65%	-1.88%
介護分	309,663,000	337,526,600	316,833,384	0	0	20,693,216	102.32%	93.87%	351,422,200	326,056,748	92.78%	1.09%	-2.83%
後期分	797,146,000	840,326,156	806,536,058	0	0	33,790,098	101.18%	95.98%	861,852,603	821,666,567	95.34%	0.64%	-1.84%
滞納繰越分	169,232,000	587,153,587	174,663,018	477,300	110,979,815	301,510,754	103.21%	29.75%	712,318,969	210,223,580	29.51%	0.24%	-16.92%
滞繰・料	169,147,000	585,770,847	174,264,278	477,300	110,979,815	300,526,754	103.03%	29.75%	710,507,049	209,794,400	29.53%	0.22%	-16.94%
医療分	121,051,000	415,828,737	124,204,756	477,300	78,377,279	213,246,702	102.61%	29.87%	505,054,996	150,118,515	29.72%	0.15%	-17.26%
介護分	18,611,000	68,255,093	19,804,031	0	13,134,247	35,316,815	106.41%	29.01%	81,574,852	23,109,004	28.33%	0.68%	-14.30%
後期分	29,485,000	101,687,017	30,255,491	0	19,468,289	51,963,237	102.61%	29.75%	123,877,201	36,566,881	29.52%	0.23%	-17.26%
滞繰・税	85,000	1,382,740	398,740	0	0	984,000	469.11%	28.84%	1,811,920	429,180	23.69%	5.15%	-7.09%
退職者国保料(税)	1,045,000	2,536,579	1,937,033	0	364,889	234,657	185.36%	76.36%	6,115,115	2,089,199	34.16%	42.20%	-7.28%
現年度分	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-
医療分	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-
介護分	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-
後期分	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-
滞納繰越分	1,045,000	2,536,579	1,937,033	0	364,889	234,657	185.36%	76.36%	6,115,115	2,089,199	34.16%	42.20%	-7.28%
滞繰・料	1,045,000	2,536,579	1,937,033	0	364,889	234,657	185.36%	76.36%	6,115,115	2,089,199	34.16%	42.20%	-7.28%
医療分	659,000	1,589,890	1,223,867	0	219,646	146,377	185.72%	76.98%	3,853,144	1,318,990	34.23%	42.75%	-7.21%
介護分	220,000	546,377	404,924	0	90,072	51,381	184.06%	74.11%	1,293,789	436,708	33.75%	40.36%	-7.28%
後期分	166,000	400,312	308,242	0	55,171	36,899	185.69%	77.00%	968,182	333,501	34.45%	42.55%	-7.57%
滞繰・税	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
合計	4,535,725,000	5,212,571,566	4,606,267,633	19,006,576	111,344,704	494,959,229	101.56%	88.37%	5,466,866,984	4,729,745,333	86.52%	1.85%	-2.61%
現年度分	4,365,448,000	4,622,881,400	4,429,667,582	18,529,276	0	193,213,818	101.47%	95.82%	4,748,432,900	4,517,432,554	95.14%	0.68%	-1.94%
医療分	3,258,639,000	3,445,028,644	3,306,298,140	18,529,276	0	138,730,504	101.46%	95.97%	3,535,158,097	3,369,709,239	95.32%	0.65%	-1.88%
介護分	309,663,000	337,526,600	316,833,384	0	0	20,693,216	102.32%	93.87%	351,422,200	326,056,748	92.78%	1.09%	-2.83%
後期分	797,146,000	840,326,156	806,536,058	0	0	33,790,098	101.18%	95.98%	861,852,603	821,666,567	95.34%	0.64%	-1.84%
滞納繰越分	170,277,000	589,690,166	176,600,051	477,300	111,344,704	301,745,411	103.71%	29.95%	718,434,084	212,312,779	29.55%	0.40%	-16.82%
滞繰・料	170,192,000	588,307,426	176,201,311	477,300	111,344,704	300,761,411	103.53%	29.95%	716,622,164	211,883,599	29.57%	0.38%	-16.84%
医療分	121,710,000	417,418,627	125,428,623	477,300	78,596,925	213,393,079	103.06%	30.05%	508,908,140	151,437,505	29.76%	0.29%	-17.17%
介護分	18,831,000	68,801,470	20,208,955	0	13,224,319	35,368,196	107.32%	29.37%	82,868,641	23,545,712	28.41%	0.96%	-14.17%
後期分	29,651,000	102,087,329	30,563,733	0	19,523,460	52,000,136	103.08%	29.94%	124,845,383	36,900,382	29.56%	0.38%	-17.17%
滞繰・税	85,000	1,382,740	398,740	0	0	984,000	469.11%	28.84%	1,811,920	429,180	23.69%	5.15%	-7.09%

国民健康保険料(税)徴収実績対前年度比較表

令和4年5月31日現在 (単位：千円)

区 分 科 目	調 定 額						収 入 額					
	現 年			滞 繰			現 年			滞 繰		
	R3年度	R2年度	前年度比	R3年度	R2年度	前年度比	R3年度	R2年度	前年度比	R3年度	R2年度	前年度比
医 療 分	3,445,029	3,535,158	97.45%	418,802	510,720	82.00%	3,306,298	3,369,709	98.12%	125,828	151,866	82.85%
一 般 分	3,445,029	3,535,158	97.45%	417,212	506,867	82.31%	3,306,298	3,369,709	98.12%	124,604	150,547	82.77%
退 職 分	0	0	-	1,590	3,853	41.27%	0	0	-	1,224	1,319	92.80%
介 護 分	337,527	351,422	96.05%	68,801	82,869	83.02%	316,833	326,057	97.17%	20,209	23,546	85.83%
一 般 分	337,527	351,422	96.05%	68,255	81,575	83.67%	316,833	326,057	97.17%	19,804	23,109	85.70%
退 職 分	0	0	-	546	1,294	42.19%	0	0	-	405	437	92.68%
後 期 分	840,326	861,852	97.50%	102,087	124,845	81.77%	806,536	821,666	98.16%	30,563	36,900	82.83%
一 般 分	840,326	861,852	97.50%	101,687	123,877	82.09%	806,536	821,666	98.16%	30,255	36,567	82.74%
退 職 分	0	0	-	400	968	41.32%	0	0	-	308	333	92.49%
国保料(税)合計	4,622,882	4,748,432	97.36%	589,690	718,434	82.08%	4,429,667	4,517,432	98.06%	176,600	212,312	83.18%

2. 賦課・収入等の年度別推移

区分	年度等				医療給付費分				介護納付金分				後期高齢者支援金等分			
	30	R1	2	3	4	30	R1	2	3	4	30	R1	2	3	4	
納付義務者数(人)	35,135	34,499	34,616	33,890	32,514	13,851	13,384	13,295	13,042	12,626	35,135	34,499	34,616	33,890	32,514	
1世帯当たり最高(円)	580,000	610,000	630,000	630,000	650,000	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000	200,000	
1世帯当たり最低(円)	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
1世帯当たり平均(円)	105,224	103,881	101,642	101,209	105,244	26,343	26,546	26,257	25,757	27,951	25,843	25,390	24,781	24,686	25,672	
被保険者1人当たり平均(円)	65,873	65,988	65,139	65,720	68,843	22,648	22,910	22,751	22,384	24,355	16,178	16,128	15,881	16,030	16,793	
所得割(%)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
資産割(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
均等割(円)	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	
均等割(円)	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	
所得割(%)	57.9	58.3	58.7	58.5	58.4	56.4	57.3	57.9	57.9	57.7	56.2	56.3	56.6	56.5	56.4	
資産割(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
均等割(%)	27.5	27.1	26.8	26.8	26.9	29.2	28.6	28.2	28.2	28.3	29.7	29.5	29.3	29.2	29.3	
均等割(%)	14.6	14.6	14.5	14.7	14.7	14.4	14.1	13.9	13.9	14.0	14.1	14.2	14.1	14.3	14.3	
現年度分	3,715,486	3,601,925	3,535,158	3,445,029	3,439,980	367,918	358,303	351,422	337,527	355,215	912,566	880,578	861,852	840,326	839,065	
滞納繰越分	3,542,621	3,419,813	3,369,709	3,306,298	—	341,981	330,523	326,057	316,833	—	870,244	836,060	821,666	806,536	—	
収入額(千円)	95.35	94.94	95.32	95.97	—	92.95	92.25	92.78	93.87	—	95.36	94.94	95.34	95.98	—	
収入率(%)	776,128	607,392	510,720	418,802	352,491	126,729	100,143	82,869	68,801	56,003	186,905	148,069	124,845	102,087	85,634	
滞納繰越分	207,745	160,133	151,866	125,828	—	31,805	25,516	23,546	20,209	—	49,481	38,831	36,900	30,563	—	
収入額(千円)	26.77	26.36	29.74	30.04	—	25.10	25.48	28.41	29.37	—	26.47	26.22	29.56	29.94	—	
収入率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

* 130～R3年度は5月末現在、4年度は本算定時点の数値

3. 料(税)率等推移

	医療分					介護分				後期支援分			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)
昭和45年度	1.7	26	1,770	3,380	50,000								
昭和46年度	1.5	28	2,040	3,870	80,000								
昭和47年度	1.3	36	2,760	5,190	80,000								
昭和48年度	2.6	40	3,080	5,320	80,000								
昭和49年度	2.6	40	3,080	5,320	120,000								
昭和50年度	2.6	40	3,600	6,270	120,000								
昭和51年度	4.1	40	4,960	8,720	150,000								
昭和52年度	5.2	40	5,940	10,680	170,000								
昭和53年度	5.2	37	6,600	11,640	190,000								
昭和54年度	5.1	34	7,020	12,240	220,000								
*1	3.3	47	7,200	9,200	240,000								
昭和55年度	5.1	34	7,020	12,240	220,000								
*1	3.3	47	7,200	9,200	240,000								
昭和56年度	5.8	40	9,180	14,940	260,000								
*1	3.3	47	7,200	9,200	260,000								
昭和57年度	5.8	40	9,180	14,940	270,000								
昭和58年度	5.8	40	9,180	14,940	280,000								
昭和59年度	5.8	40	9,180	14,940	300,000								
昭和60年度	6.7	17	11,640	17,820	320,000								
昭和61年度	7.8	17	13,620	20,460	350,000								
昭和62年度	8.55	21	15,540	23,700	370,000								
昭和63年度	8.55	21	15,540	23,700	390,000								
平成元年度	8.55	21	15,540	23,700	400,000								
平成2年度	8.55	21	15,540	23,700	400,000								
平成3年度	8.55	21	15,540	23,700	400,000								
平成4年度	8.4	21	15,540	23,700	420,000								
平成5年度	8.0	15	16,200	24,000	440,000								
平成6年度	8.0	15	16,200	24,000	460,000								
平成7年度	7.5	8	19,200	24,000	490,000								
平成8年度	7.5		19,200	24,000	510,000								
平成9年度	7.0		24,000	25,200	520,000								
平成10年度	7.0		24,000	25,200	520,000								
平成11年度	7.0		24,000	25,200	520,000								
平成12年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成13年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成14年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成15年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成16年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成17年度	8.0		27,600	27,600	530,000	0.7	5,300	3,200	70,000				
平成18年度	8.0		27,600	27,600	530,000	1.8	8,400	4,800	80,000				
平成19年度	8.0		27,600	27,600	530,000	1.8	8,400	4,800	80,000				
平成20年度	7.2		27,600	22,800	470,000	2.4	9,500	5,400	90,000	1.8	6,800	5,400	120,000
平成21年度	7.2		27,600	22,800	470,000	2.4	9,500	5,400	100,000	1.8	6,800	5,400	120,000
平成22年度	7.2		27,600	22,800	500,000	2.4	9,500	5,400	100,000	1.8	6,800	5,400	130,000
平成23年度	7.2		27,600	22,800	510,000	2.4	9,500	5,400	120,000	1.8	6,800	5,400	140,000
平成24年度	7.2		27,600	22,800	510,000	2.4	9,500	5,400	120,000	1.8	6,800	5,400	140,000
平成25年度	7.2		25,600	19,800	510,000	2.4	9,500	5,400	120,000	1.8	6,800	5,400	140,000
平成26年度	7.2		25,600	19,800	510,000	2.4	9,500	5,400	120,000	1.8	6,800	5,400	140,000
平成27年度	7.2		25,600	19,800	510,000	2.4	9,500	5,400	140,000	1.8	6,800	5,400	160,000
平成28年度	7.8		25,600	22,800	540,000	2.4	9,500	5,400	160,000	1.8	6,800	5,400	190,000
平成29年度	7.8		25,600	22,800	540,000	2.4	9,500	5,400	160,000	1.8	6,800	5,400	190,000
平成30年度	7.8		25,600	22,800	580,000	2.4	9,500	5,400	160,000	1.8	6,800	5,400	190,000
令和元年度	7.8		25,600	22,800	610,000	2.4	9,500	5,400	160,000	1.8	6,800	5,400	190,000
令和2年度	7.8		25,600	22,800	630,000	2.4	9,500	5,400	170,000	1.8	6,800	5,400	190,000
令和3年度	7.8		25,600	22,800	630,000	2.4	9,500	5,400	170,000	1.8	6,800	5,400	190,000
令和4年度	7.8		25,600	22,800	650,000	2.4	9,500	5,400	170,000	1.8	6,800	5,400	200,000

* 1 54~56年度は、志方町合併に伴う特例あり。

2 平成6年度までは「税」、平成7年度からは「料」

4. 令和3年度 所得段階別状況(令和3年度末現在) 医療分

所得段階	区分	加入世帯数(世帯) ①	被保険者数(人) ②	所得割賦課世帯(世帯)	所得割額(千円) ③	均等割額(千円) ④	平等割額(千円) ⑤	月割賦課前の年額(千円) ③+④+⑤=⑥	1世帯当たり額(円) ⑥÷①	1人当たり額(円) ⑥÷②	軽減額(千円)
総所得金額等のないもの		10,708	12,717	0	0	160,985	103,156	264,141	24,668	20,771	305,411
	33万円以下	2,607	3,442	0	0	35,991	22,613	58,604	22,479	17,026	88,950
	33万円超～40	626	880	0	0	9,124	5,588	14,712	23,502	16,718	22,089
	40～60	1,920	2,766	1,436	8,558	35,723	21,155	65,436	34,081	23,657	57,708
	60～80	1,659	2,537	1,598	32,636	37,719	22,092	92,447	55,725	36,439	42,961
	80～100	1,796	2,903	1,756	61,603	45,202	26,229	133,034	74,072	45,826	43,835
	100～150	4,923	8,357	4,834	289,167	159,490	88,094	536,751	109,029	64,228	78,526
	150～200	3,301	5,870	3,299	305,419	135,406	68,929	509,754	154,424	86,841	21,151
	200～250	2,244	4,183	2,244	283,467	101,350	48,904	433,721	193,280	103,687	7,968
	250～300	1,381	2,609	1,381	224,793	65,023	30,654	320,470	232,056	122,833	2,600
	300～400	1,365	2,855	1,365	291,470	71,739	30,444	393,653	288,390	137,882	2,027
	400～500	604	1,341	604	171,614	33,859	13,544	219,017	362,611	163,324	698
	500～600	289	630	289	105,370	15,831	6,405	127,606	441,543	202,549	481
	600～700	132	306	132	57,706	7,819	2,982	68,507	518,992	223,879	43
	700	372	871	372	211,077	22,298	8,425	241,800	650,000	277,612	57
合	計	33,927	52,267	19,310	2,042,880	937,559	499,214	3,479,653	102,563	66,575	674,505

4. 令和3年度 所得段階別状況(令和3年度末現在) 介護分

所得段階	区分	加入世帯数(世帯) ①	被保険者数(人) ②	所得割賦課世帯(世帯)	所得割額(千円) ③	均等割額(千円) ④	平等割額(千円) ⑤	月割賦課前の年額(千円) ③+④+⑤=⑥	1世帯当たり額(円) ⑥÷①	1人当たり額(円) ⑥÷②	軽減額(千円)
総所得金額等のないもの		5,559	5,870	0	0	29,963	16,253	46,216	8,314	7,873	39,568
	33万円以下	1,070	1,162	0	0	5,237	2,775	8,012	7,488	6,895	8,805
	33万円超～40	284	316	0	0	1,494	785	2,279	8,025	7,212	2,257
	40～60	967	1,083	697	1,242	6,257	3,245	10,744	11,111	9,921	6,008
	60～80	641	740	605	3,759	4,646	2,347	10,752	16,774	14,530	3,498
	80～100	479	554	456	5,020	3,844	1,951	10,815	22,578	19,522	2,055
	100～150	1,128	1,357	1,065	19,779	10,829	5,267	35,875	31,804	26,437	2,886
	150～200	783	952	781	21,977	8,371	3,946	34,294	43,798	36,023	955
	200～250	624	814	624	24,310	7,234	3,177	34,721	55,643	42,655	692
	250～300	418	541	418	20,725	4,986	2,192	27,903	66,754	51,577	218
	300～400	492	689	492	32,632	6,423	2,608	41,663	84,681	60,469	172
	400～500	231	340	231	20,236	3,195	1,235	24,666	106,779	72,547	47
	500～600	143	222	143	16,040	2,082	764	18,886	132,070	85,072	35
	600～700	76	121	76	10,416	1,150	410	11,976	157,579	98,975	0
	700～	168	269	168	25,097	2,556	907	28,560	170,000	106,171	0
合	計	13,063	15,030	5,756	201,233	98,267	47,862	347,362	26,591	23,111	67,196

4. 令和3年度 所得段階別状況(令和3年度末現在) 後期分

所得段階	区分	加入世帯数(世帯) ①	被保険者数(人) ②	所得割賦課世帯(世帯)	所得割額(千円) ③	均等割額(千円) ④	平等割額(千円) ⑤	月割賦課前の年額(千円) ③+④+⑤=⑥	1世帯当たり額(円) ⑥÷①	1人当たり額(円) ⑥÷②	軽減額(千円)
総所得金額等のないもの		10,708	12,717	0	0	42,762	24,432	67,194	6,275	5,284	77,068
	33万円以下	2,607	3,442	0	0	9,559	5,356	14,915	5,721	4,333	22,568
	33万円超～40	626	880	0	0	2,423	1,323	3,746	5,984	4,257	5,618
	40～60	1,920	2,766	1,435	1,974	9,489	5,010	16,473	8,580	5,956	14,678
	60～80	1,659	2,537	1,598	7,531	10,019	5,232	22,782	13,732	8,980	10,959
	80～100	1,796	2,903	1,756	14,215	12,006	6,211	32,432	18,058	11,172	11,221
	100～150	4,923	8,357	4,834	66,729	42,365	20,865	129,959	26,398	15,551	20,163
	150～200	3,301	5,870	3,299	70,480	35,967	16,325	122,772	37,192	20,915	5,437
	200～250	2,244	4,183	2,244	65,414	26,922	11,584	103,920	46,310	24,843	2,050
	250～300	1,381	2,609	1,381	51,875	17,272	7,260	76,407	55,327	29,286	666
	300～400	1,365	2,855	1,365	67,262	19,056	7,210	93,528	68,519	32,759	519
	400～500	604	1,341	604	39,603	8,994	3,207	51,804	85,768	38,631	180
	500～600	289	630	289	24,316	4,205	1,518	30,039	103,941	47,681	122
	600～700	132	306	132	13,317	2,077	707	16,101	121,977	52,618	10
	700	372	871	372	66,482	5,923	1,995	74,400	200,000	85,419	14
合	計	33,927	52,267	19,309	489,198	249,039	118,235	856,472	25,245	16,386	171,273

4. 令和3年度 所得段階別状況(令和3年度末現在) 賦課額(医療分、介護分、後期分の合計)における構成率

所得段階	区分	所得割額		均等割額		平等割額		月割賦課前の年額		軽減額	
		年額① (千円)	構成率	合計② (千円)	構成率	合計③ (千円)	構成率	①+②+③ (千円)	構成率	合計④ (千円)	構成率
総所得金額等のないもの		0	0.00%	233,710	18.19%	143,841	21.62%	377,551	8.06%	422,047	46.23%
	33万円以下	0	0.00%	50,787	3.95%	30,744	4.62%	81,531	1.74%	120,323	13.18%
	33万円超～40	0	0.00%	13,041	1.01%	7,696	1.16%	20,737	0.44%	29,964	3.28%
	40	11,774	0.43%	51,469	4.01%	29,410	4.42%	92,653	1.98%	78,394	8.59%
	60	43,926	1.61%	52,384	4.08%	29,671	4.46%	125,981	2.69%	57,418	6.29%
	80	80,838	2.96%	61,052	4.75%	34,391	5.17%	176,281	3.76%	57,111	6.26%
	100	375,675	13.74%	212,684	16.55%	114,226	17.17%	702,585	15.00%	101,575	11.13%
	150	397,876	14.56%	179,744	13.99%	89,200	13.41%	666,820	14.24%	27,543	3.02%
	200	373,191	13.65%	135,506	10.55%	63,665	9.57%	572,362	12.22%	10,710	1.17%
	250	297,393	10.88%	87,281	6.79%	40,106	6.03%	424,780	9.07%	3,484	0.38%
	300	391,364	14.32%	97,218	7.57%	40,262	6.05%	528,844	11.29%	2,718	0.30%
	400	231,453	8.47%	46,048	3.58%	17,986	2.70%	295,487	6.31%	925	0.10%
	500	145,726	5.33%	22,118	1.72%	8,687	1.31%	176,531	3.77%	638	0.07%
	600	81,439	2.98%	11,046	0.86%	4,099	0.62%	96,584	2.06%	53	0.01%
	700	302,656	11.07%	30,777	2.40%	11,327	1.70%	344,760	7.36%	71	0.01%
合	計	2,733,311		1,284,865		665,311		4,683,487		912,974	

5. 令和3年度 所得区分別納付義務者

給与所得者	営業所得者	その他の所得者	所得のない者
9985人 29.4%	3538人 10.4%	12600人 37.2%	7766人 22.9%

(計 33,927人)

農業所得者
38人 0.1%

6. 減免状況

(単位:件、円)

条例施行規則第22条	医療給付費分				介護納付金分				後期高齢者分				合計	
	令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分	令和3年度賦課分
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額	金額
第1号(災害)	5	213,200	5	143,700	2	19,300	1	22,000	5	51,500	5	35,100	284,000	200,800
第2号(失業)	1,373	60,489,500	1,398	62,496,100	558	7,791,000	582	8,151,600	1,373	14,031,400	1,355	14,478,450	82,311,900	85,126,150
第3号(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4号(生活困窮)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第5号(単身者の死亡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第6号(給付制限)	30	1,163,400	37	675,400	18	193,000	16	107,700	30	284,200	37	165,800	1,640,600	948,900
第7号(旧被扶養者)	57	649,800	60	692,100	0	0	0	0	57	164,400	52	120,900	814,200	813,000
合計	1,465	62,515,900	1,500	64,007,300	578	8,003,300	599	8,281,300	1,465	14,531,500	1,449	14,800,250	85,050,700	87,088,850

* 各年度とも5月末現在の数値

※新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免状況

(単位:件、円)

条例施行規則附則第5条	医療給付費分				介護納付金分				後期高齢者分				合計	
	令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分		令和3年度賦課分		令和2年度賦課分	令和3年度賦課分
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額	金額
第1号(死亡・傷病)	8	418,300	3	362,000	5	40,800	0	0	8	100,900	3	86,500	560,000	448,500
第2、3号(失業・廃業、収入減少)	361	43,639,200	170	17,700,600	239	7,508,800	107	3,255,200	361	10,548,500	170	4,241,700	61,696,500	25,197,500
合計	369	44,057,500	173	18,062,600	244	7,549,600	107	3,255,200	369	10,649,400	173	4,328,200	62,256,500	25,646,000

* 各年度とも5月末現在の数値

7. 軽減状況の年度別推移

区分	年度				医療給付分				介護納付金分				後期高齢者支援金等分			
	30	R1	2	3	4	30	R1	2	3	4	30	R1	2	3	4	
国保加入世帯数(件)	35,135	34,499	34,616	33,890	32,514	13,851	13,384	13,295	13,042	12,626	35,135	34,499	34,616	33,890	32,514	
国保加入被保険者(人)	56,124	54,310	54,014	52,191	49,706	16,111	15,508	15,344	15,007	14,490	56,124	54,310	54,014	52,191	49,706	
世帯数(件)	11,217	10,924	10,755	11,282	10,047	4,825	4,671	4,549	4,875	4,252	11,217	10,924	10,755	11,282	10,047	
被保険者数(人)	15,041	14,409	13,953	14,597	12,765	5,261	5,062	4,881	5,267	4,609	15,041	14,409	13,953	14,597	12,765	
均等に定める額(円)	17,920	17,920	17,920	17,920	17,920	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760	
軽減割	269,534,720	258,209,280	250,037,760	261,578,240	228,748,800	34,985,650	33,662,300	32,458,650	35,025,550	30,649,850	71,595,160	68,586,840	66,416,280	69,481,720	60,761,400	
軽減割	15,960	15,960	15,960	15,960	15,960	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	
軽減割	173,600,910	169,168,020	166,642,350	174,845,790	154,879,830	18,238,500	17,656,380	17,195,220	18,427,500	16,072,560	41,116,005	40,066,110	39,467,925	41,410,845	36,682,065	
軽減割	443,135,630	427,377,300	416,680,110	436,424,030	383,628,630	53,224,150	51,318,680	49,653,870	53,453,050	46,722,410	112,711,165	108,652,950	105,884,205	110,892,565	97,443,465	
世帯数(件)	6,356	6,618	6,696	6,681	6,054	2,469	2,520	2,486	2,475	2,002	6,356	6,618	6,696	6,681	6,054	
被保険者数(人)	11,444	11,649	11,688	11,452	10,213	2,943	2,974	2,911	2,902	2,335	11,444	11,649	11,688	11,452	10,213	
均等に定める額(円)	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	
軽減割	146,483,200	149,107,200	149,606,400	146,585,600	130,726,400	13,979,250	14,126,500	13,827,250	13,784,500	11,091,250	38,909,600	39,606,600	39,739,200	38,936,800	34,724,200	
軽減割	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
軽減割	65,413,200	67,439,550	68,294,550	67,356,900	59,610,600	6,666,300	6,804,000	6,712,200	6,682,500	5,405,400	15,492,600	15,972,525	16,175,025	15,952,950	14,118,300	
軽減割	211,896,400	216,546,750	217,900,950	213,942,500	190,337,000	20,645,550	20,930,500	20,539,450	20,467,000	16,496,650	54,402,200	55,579,125	55,914,225	54,889,750	48,842,500	
世帯数(件)	5,908	5,591	5,710	5,469	5,035	2,072	1,928	1,985	1,794	1,486	5,908	5,591	5,710	5,469	5,035	
被保険者数(人)	10,283	9,670	9,946	9,305	8,430	2,424	2,273	2,365	2,106	1,738	10,283	9,670	9,946	9,305	8,430	
均等に定める額(円)	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	
軽減割	52,648,960	49,510,400	50,923,520	47,641,600	43,161,600	4,605,600	4,318,700	4,493,500	4,001,400	3,302,200	13,984,880	13,151,200	13,526,560	12,654,800	11,464,800	
軽減割	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
軽減割	23,583,180	22,381,620	23,167,080	21,984,900	19,945,440	2,237,760	2,082,240	2,143,800	1,937,520	1,604,880	5,585,490	5,300,910	5,486,940	5,206,950	4,723,920	
軽減割	76,232,140	71,892,020	74,090,600	69,626,500	63,107,040	6,843,360	6,400,940	6,637,300	5,938,920	4,907,080	19,570,370	18,452,110	19,013,500	17,861,750	16,188,720	
世帯数(件)	23,481	23,133	23,161	23,432	21,136	9,366	9,119	9,020	9,144	7,740	23,481	23,133	23,161	23,432	21,136	
被保険者数(人)	36,768	35,728	35,587	35,354	31,408	10,628	10,309	10,157	10,275	8,682	36,768	35,728	35,587	35,354	31,408	
均等割	468,666,880	456,826,880	450,567,680	455,805,440	402,636,800	53,570,500	52,107,500	50,779,400	52,811,450	45,043,300	124,489,640	121,344,640	119,682,040	121,073,320	106,950,400	
均等割	262,597,290	258,989,190	258,103,980	264,187,590	234,435,870	27,142,560	26,542,620	26,051,220	27,047,520	23,082,840	62,194,095	61,339,545	61,129,890	62,570,745	55,524,285	
軽減割	731,264,170	715,816,070	708,671,660	719,993,030	637,072,670	80,713,060	78,650,120	76,830,620	79,858,970	68,126,140	186,683,735	182,684,185	180,811,930	183,644,065	162,474,685	

* 1 30～R3年度(加入世帯数及び被保険者数を含む)は5月末現在、4年度は本算定時点の数値

8 電話督促実施状況表

1. 実施期間 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

2. 実施結果

(単位:件)

区分	発信件数		約束件数
		うち着信件数	
納付案内 コールセンター	9,139	2,790	1,521

9 口座振替利用状況

(単位:千円)

年度	全調定済額 (A)	全収入済額 (B)	振替依頼額 (C)	振替不能額 (D)	振替納付額 (E)	利用率		振替不能率 D / C
						対調定 E / A	対収入 E / B	
19	7,417,162	6,715,349	4,052,778	109,584	3,943,195	53.16%	58.72%	2.70%
20	6,755,658	5,896,545	2,618,101	99,083	2,519,018	37.29%	42.72%	3.78%
21	6,666,226	5,759,748	2,675,952	101,598	2,574,353	38.62%	44.70%	3.80%
22	6,313,521	5,542,871	2,464,148	81,462	2,382,686	37.74%	42.99%	3.31%
23	6,280,734	5,586,806	2,440,560	73,422	2,367,138	37.69%	42.37%	3.01%
24	6,210,833	5,593,208	2,414,463	80,437	2,334,026	37.58%	41.73%	3.33%
25	5,916,801	5,389,191	2,267,315	72,735	2,194,580	37.09%	40.72%	3.21%
26	5,672,949	5,233,482	2,179,131	68,088	2,111,043	37.21%	40.34%	3.12%
27	5,419,305	5,065,302	2,083,994	63,145	2,020,849	37.29%	39.90%	3.03%
28	5,503,606	5,178,607	2,118,370	64,936	2,053,434	37.31%	39.65%	3.07%
29	5,180,909	4,919,681	2,012,065	68,249	1,943,816	37.52%	39.51%	3.39%
30	4,995,970	4,754,846	1,959,257	60,533	1,898,724	38.01%	39.93%	3.09%
R1	4,840,806	4,586,396	1,879,887	60,897	1,818,990	37.58%	39.66%	3.24%
2	4,748,432	4,517,432	1,841,005	48,495	1,792,510	37.75%	39.68%	2.63%
3	4,622,881	4,429,667	1,782,206	47,336	1,734,870	37.53%	39.16%	2.66%

10 令和3年度 不納欠損一覧表

区 分	令和4年3月31日現在(単位:人員:人、料・税額:円)										
	執行停止					時効消滅②					合計 ①+②
	無財産 人員 料・税額	生活窮迫 人員 料・税額	居所不明 人員 料・税額	即消滅 人員 料・税額	計① 人員 料・税額	人員 料・税額	人員 料・税額	人員 料・税額	人員 料・税額	人員 料・税額	
一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国保税	3	1	0	0	4	1,247	1,251	1,247	1,251	1,251	1,251
一般	855,800	22,200	0	0	878,000	110,101,815	110,979,815	110,101,815	110,979,815	110,979,815	110,979,815
退職	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4
計	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
国保税	0	0	0	0	0	364,889	364,889	364,889	364,889	364,889	364,889
計	3	1	0	0	4	(312)	(312)	(312)	(312)	(312)	(312)
合計	855,800	22,200	0	0	878,000	(60,960,002)	111,344,704	110,466,704	111,344,704	111,344,704	111,344,704
合計	3	1	0	0	4	1,249	1,253	1,249	1,253	1,253	1,253
合計	855,800	22,200	0	0	878,000	(71,959,155)	111,344,704	110,466,704	111,344,704	111,344,704	111,344,704

* 執行停止による消滅の根拠法令は、地方税法第15条の7第4項及び地方自治法第231条の3第3項

時効消滅の根拠法令は、地方税法第18条第1項及び国民健康保険法第110条第1項

退職のうち人員の下段は、一般と重複した人員の再掲

()は、時効消滅のうち、執行停止していたもの

11 国民健康保険料（税）執行停止集計表（令和3年度発生分）

令和4年3月31日現在（単位：人、円）

区 分	無 財 産	生 活 窮 迫	居 所 不 明	合 計
人 員	116	124	0	240
料(税)額	60,957,942	4,499,660	0	65,457,602

国民健康保険料（税）執行停止集計表（現在執停中）

令和4年3月31日現在（単位：人、円）

区 分	無 財 産	生 活 窮 迫	居 所 不 明	合 計
人 員	278	203	2	483
料(税)額	125,449,983	14,452,438	278,600	140,181,021

12 国民健康保険料（税）差押件数及び金額一覧表（令和3年度差押分）

令和4年3月31日現在（単位：件、円）

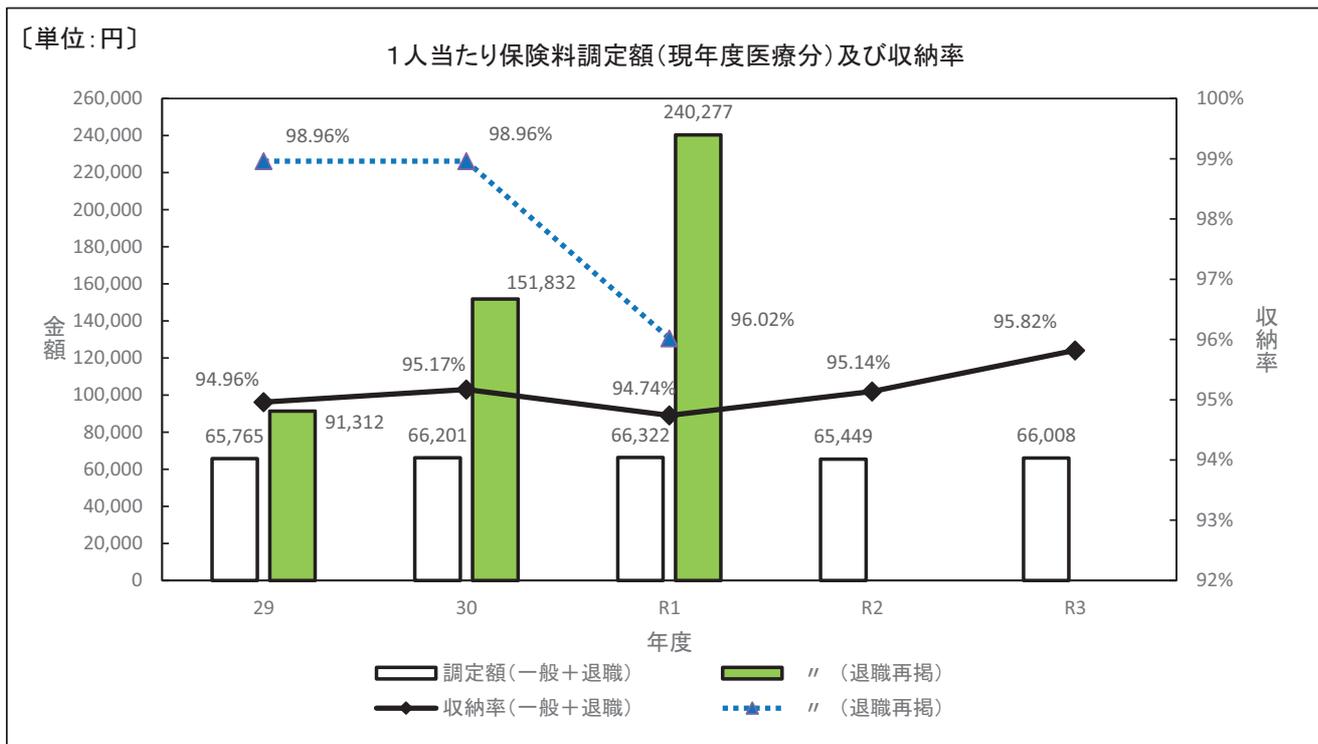
区 分	債 権	不 動 産	合 計	交 付 要 求
件 数	653	26	679	49
料(税)額	150,369,483	10,466,021	160,835,504	8,910,342

国民健康保険料（税）差押件数及び料（税）額一覧表（累積状況）

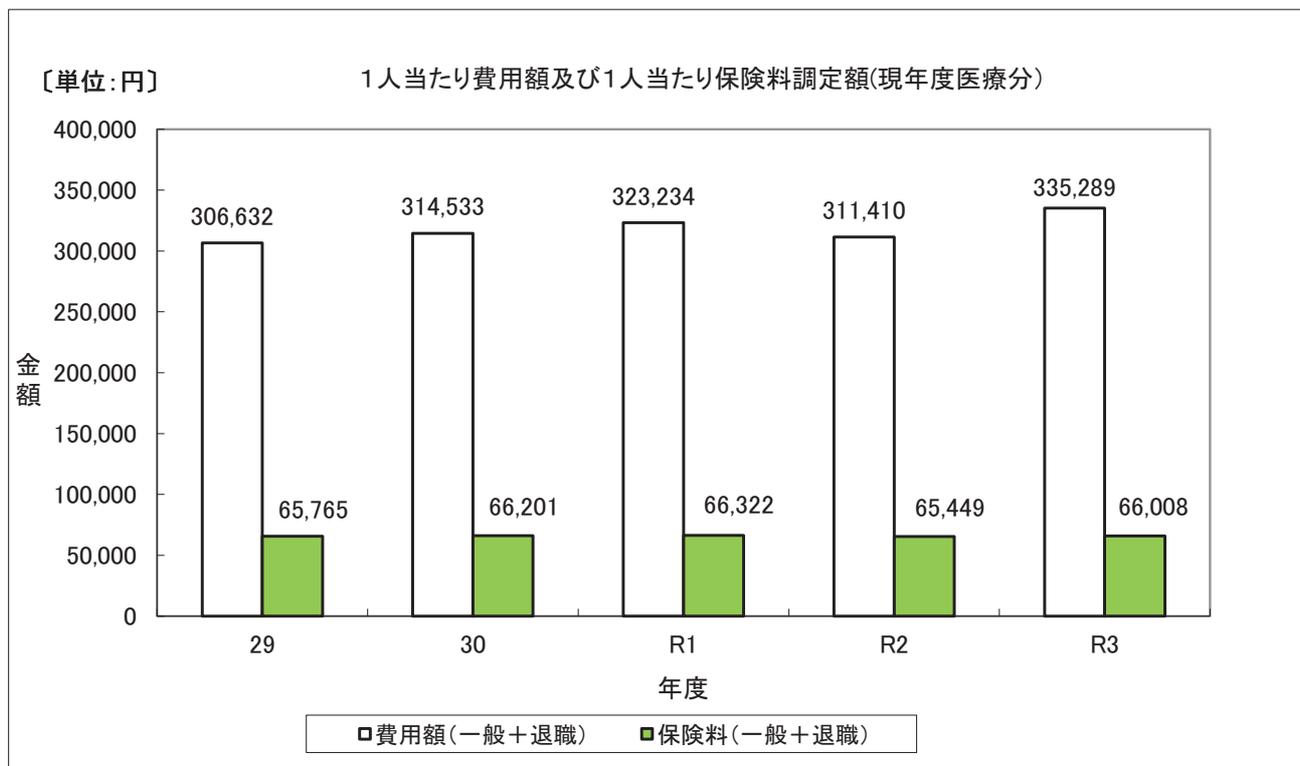
令和4年3月31日現在（単位：人、円）

区 分	債 権	不 動 産	合 計	交 付 要 求
件 数	71	95	166	21
料(税)額	48,192,900	107,605,920	155,798,820	4,081,600

13. 1人当たり保険料調定額及び収納率等



※令和2年度より退職者医療制度の対象者が0人になったことから、令和2年度の退職再掲についてはグラフを作成していない。



※費用額=事業年報費用額(入院+入院外+歯科+食事療養)

V 保 健 事 業

1. 特定健康診査、特定保健指導の実施状況

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳～74歳までを対象に糖尿病等の生活習慣病に対する予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

年度	特定健康診査(法定報告)			特定保健指導(法定報告)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
28	44,581 人	14,681 人	32.9 %	1,535 人	257 人	16.7 %
29	42,835 人	14,897 人	34.8 %	1,621 人	201 人	12.4 %
30	41,256 人	14,256 人	34.6 %	1,590 人	289 人	18.2 %
R1	40,194 人	13,935 人	34.7 %	1,552 人	251 人	16.2 %
2	39,705 人	12,027 人	30.3 %	1,349 人	290 人	21.5 %

※法定報告は翌年度11月頃に確定するため、令和3年度は掲載していない。

2. 人間ドックの助成

被保険者が人間ドックを受ける場合に費用の一部を助成しています。

年度	助成件数	決算額
29	426 件	6,240,000 円
30	475 件	6,950,000 円
R1	470 件	6,850,000 円
2	324 件	4,720,000 円
3	379 件	5,570,000 円

3. がん検診負担金

被保険者(40,45,50,55,60歳)が胃、肺又は大腸がん検診を受ける場合にその費用を負担しています。

年度	胃がん		肺がん		大腸がん(R2年度より実施)	
	受診者数	決算額	受診者数	決算額	受診者数	決算額
R2	237 人	237,000 円	333 人	166,500 円	326 人	163,000 円
3	250 人	250,000 円	376 人	188,000 円	380 人	190,000 円

4. 医療費通知事業

医療費通知は年6回、後発医薬品差額通知は年3回通知しています。

年度	医療費通知		後発医薬品差額通知	
	件数	決算額	件数	決算額
29	183,020 件	12,876,406 円	4,501 件	425,733 円
30	179,399 件	12,836,153 円	3,367 件	322,659 円
R1	175,435 件	13,005,371 円	2,770 件	266,230 円
2	170,441 件	12,715,500 円	2,428 件	235,053 円
3	170,993 件	12,850,683 円	2,205 件	215,305 円

5. 後発医薬品の使用割合

後発医薬品の使用促進に努めています。

審査月	数量ベース
R3年3月	82.3 %
R4年3月	82.2 %

※調剤月は審査月の前月

6. 特定保健指導インセンティブ

加古川市国民健康保険における特定保健指導の実施率を向上させるため、特定保健指導の参加者を対象に、健康機器配付する事業を実施する。

賞品内容(R3年度)				配付数	
初回参加 (全員)	健康食品、グッズなど (減塩みそ汁、菌みがきセット、マンナンごはん)			296人	
3か月後 参加 (全員)	達成度	要件	該当者数	賞品 131人	
	ゴールド賞	体重記録表の活用かつ 体重又は腹囲の改善 (A～Gの7種類より選択)	99人		A電動歯ブラシ 10人
		B低周波治療器 16人			
	シルバー賞	体重記録表の活用又は 体重又は腹囲の改善 (D～Gの4種類より選択)	35人		C野菜スープ 20人
D体組成計 27人					
ブロンズ賞	参加 (F・Gの2種類より選択)	35人	E血圧計 23人		
			Fスポーツタオル 16人		
			Gドレッシング 19人		
			配付を希望しない 7人		
抽選	加古川和牛(すき焼き用2人前 10,000円相当)			10人	

※抽選はゴールド賞・シルバー賞に該当した者(令和3年2月20日までの3か月後支援参加者)のうち126人が参加。(当選倍率12.6倍)

7. 糖尿病重症化予防事業

糖尿病予備群を対象に糖尿病改善教室を実施する。

また、糖尿病要医療対象者に対して保健師が訪問指導等により受療勧奨を行う。

糖尿病改善教室…糖尿病の重症化予防教室。基礎編、ステップアップ編、フォローアップ編で実施。(単位:人)

年度	コース	申込者数	参加者数	フォローアップ 欠席者	HbA1cの改善状況 ※			
					年度	改善	維持	悪化
R2	9月①コース	31	29	4	R2	44	4	26
	9月②コース	30	30	4		60%	5%	35%
	11月コース	30	26	4	3	63	16	20
6月①コース	30	29	1	64%		16%	20%	
6月②コース	29	28	7					
9月①コース	28	26	0					
	9月②コース	28	24	4				

※ 特定健診データと教室終了時とのデータ比較

受療勧奨訪問指導…糖尿病重症者を訪問指導し、健診時未治療者等の医療機関受診を促す。(単位:人)

年度	実施月	対象者数	訪問等面接数			訪問時 医療受診済	訪問後に 医療受診	医療受診済 (文書指導)	依然 未受診
			訪問面接	その他面接	電話等				
R2	4～3月	112	10	22	77	65	19	2	26
3	4～3月	128	10	19	91	71	24	5	28

※健診月の翌月末に対象者抽出。翌々月に訪問。

8. 歯周病検診促進事業

当該年度中に30歳になる国民健康保険加入者に対して、歯周病検診の無料クーポンを送付し検診を促す。

歯周病の早期発見・早期治療の機会を提供するとともに生活習慣病の発症予防を図り、当該加入者の健康保持・増進を図る。

年度	歯周病検診		
	対象者数	受診者数	受診率
R2	308 人	26 人	8.4 %
3	303 人	11 人	3.6 %

9. 服薬指導事業

重複投薬・多剤投薬を受けている人をレセプト情報から抽出のうえ、現在の投薬情報と改善提案またはお薬手帳の利用促進を該当者に通知する。

年度	服薬指導事業		
	対象者数	通知発送者数	改善者数
R2	1,556 人	982 人	600 人
3	998 人	998 人	850 人

10. 早期介入簡易検査事業

40歳となる前の年代に一般的な健康診断と同等の検査が自宅で簡単に受けられるキット検査を実施し、手軽に健康状態を知る機会を提供することで、40歳からの特定健診を受診する動機付けを行う。

検査の申し込みや検査結果はWebで簡単に確認することができる。

年度	対象者数	申込者数	申込率	検査数	検査率	決算額
R2	443 人	108 人	24.4 %	88 人	81.5 %	668,220 円
3	399 人	103 人	25.8 %	85 人	82.5 %	681,230 円

11. 要受療者支援事業

糖尿病以外の生活習慣病等を原因として腎機能低下が見ら

(単位:人)

年度	実施月	対象者数	訪問等面接数			訪問時 医療受診済	訪問後に 医療受診	医療受診済 (文書指導)	依然 未受診
			訪問面接	その他面接	電話等				
R3	4~3月	83	10	9	62	44	31	0	8

※健診月の翌月末に対象者抽出。翌々月に訪問。

VI 国 保 財 政

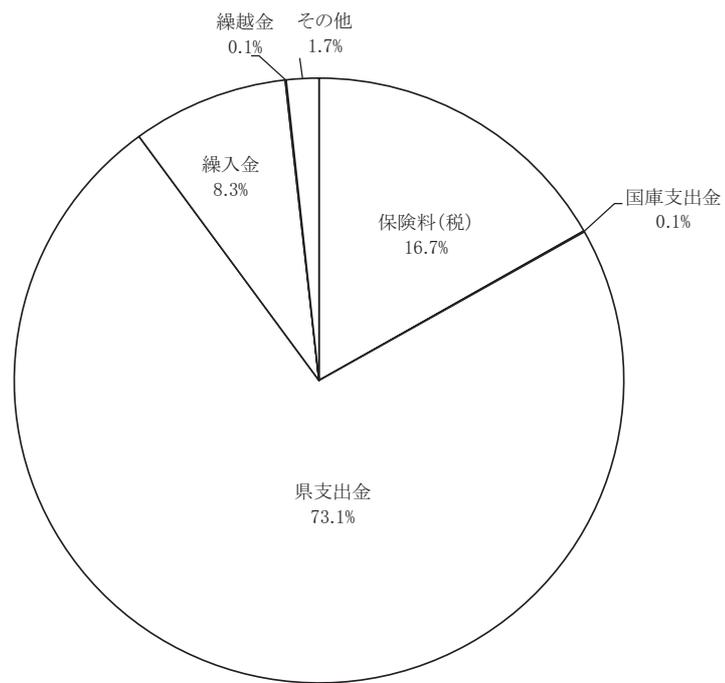
1. 決算状況

(1) 令和3年度決算状況

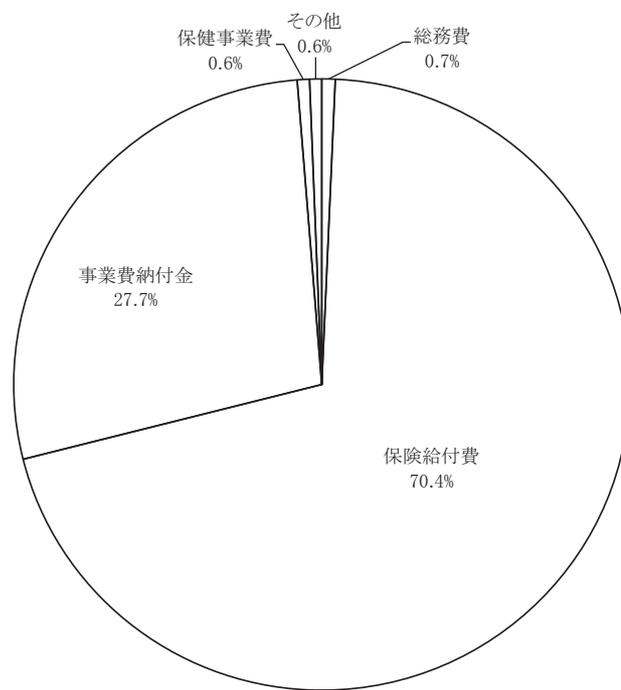
(単位:円)

科 目		歳 入	科 目		歳 出	
保 險 料 (税)	一般医療保険料(現年賦課分)	3,324,827,416	総 務 費	一般管理費	102,190,252	
	一般介護保険料(現年賦課分)	316,833,384		基金積立金	908,395	
	一般後期支援保険料(現年賦課分)	806,536,058		国民健康保険関係業務準備事業	0	
	一般医療保険料(滞納繰越分)	124,682,056		国保団体連合会負担金	1,623,164	
	一般介護保険料(滞納繰越分)	19,804,031		小 計	104,721,811	
	一般後期支援保険料(滞納繰越分)	30,255,491		賦課徴収費	88,561,893	
	一般医療保険料(滞納繰越分)	398,740		運営協議会費	190,197	
	退職医療保険料(現年賦課分)	0		計	193,473,901	
	退職介護保険料(現年賦課分)	0		一般被保険者療養給付費	16,668,363,467	
	退職後期支援保険料(現年賦課分)	0		退職被保険者等療養給付費	0	
	退職医療保険料(滞納繰越分)	1,223,867		一般被保険者療養費	141,511,995	
	退職介護保険料(滞納繰越分)	404,924		退職被保険者等療養費	0	
	退職後期支援保険料(滞納繰越分)	308,242		一般被保険者高額療養費	2,453,759,466	
	計	4,625,274,209		退職被保険者等高額療養費	0	
支 出 金	国 庫 金	災害臨時特例補助金	15,069,000	一般被保険者移送費	0	
		制度関係業務事業費補助金	0	退職被保険者等移送費	0	
		計	15,069,000	結核医療附加金	19,446	
県 支 出 金		普通交付金	19,488,945,054	審査支払手数料	58,360,393	
	特 別 交 付 金	保険者努力者支援	98,933,000	出産育児一時金支払手数料	28,350	
		特別調整交付金	71,431,000	小 計	19,322,043,117	
		県繰入金	455,592,036	出産育児一時金	58,648,281	
		特定健康診査等負担金	59,496,000	葬 祭 費	18,450,000	
	計	20,174,397,090	傷病手当	1,153,098		
			計	19,400,294,496		
諸 収 入	延 加 滞 算 金 金	一般被保険者延滞金	40,951,324	事 業 費 納 付 金	前年度繰上充用金	0
		退職被保険者延滞金	105,452		一般被保険者医療給付費分	5,446,006,361
	小 計	41,056,776	退職被保険者医療給付費分		1,894,577	
	雑 入	一般被保険者第三者納付金	43,950,220		一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,659,974,248
		退職被保険者第三者納付金	0		退職被保険者後期高齢者支援金等分	134,695
		一般被保険者返納金	15,019,732		介護納付金分	517,547,730
		退職被保険者返納金	0		計	7,625,557,611
		軽減特例措置負担収入	0		保 健 事 業 費	176,758,423
		雑入	0		一般被保険者保険還付金	26,974,572
	滞納処分費	0	退職被保険者等保険還付金		0	
小 計	58,969,952	償 還 金	147,487,066			
計	100,026,728	高額療養費特別支給金	0			
一 般 会 計 繰 入 金	基 盤 安 定 繰 入 金	基盤安定繰入金	1,383,254,922	その他諸支出金	0	
		職員給与費等	148,184,314	計	174,461,638	
		出産育児一時金等	38,597,333	合 計	27,570,546,069	
		財政安定化支援事業	221,879,000			
		事務費	102,769,935			
		その他	390,343,050			
計	2,285,028,554					
	基金繰入金	373,385,000				
	繰越金	15,177,234				
	基金利子	908,395				
合 計	27,589,266,210					
		歳入歳出差引額		18,720,141		

歳入



歳出



2. 年度別決算状況

内 訳	29年度	構成比	対前年度	30年度	構成比	対前年度	R1年度	構成比	対前年度	2年度	構成比	対前年度	3年度	構成比	対前年度
国民健康保険料(税)	5,252,851,537	15.79	95.15	5,059,196,074	17.92	96.31	4,822,550,658	17.54	95.32	4,747,306,765	17.98	98.44	4,625,274,209	16.76	97.43
国庫支出金	6,348,524,254	19.09	98.95	0	0.00	0.00	0	0.00	-	58,785,000	0.00	-	15,069,000	0.00	-
療養給付費負担金	4,315,046,254	12.98	98.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高額医療費負担金	206,136,000	0.62	97.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普通調整交付金	1,567,168,000	4.71	96.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別調整交付金	206,204,000	0.62	111.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高齢医療円滑導入補助金	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害臨時特別補助金	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-	32,578,000	0.12	-	15,069,000	0.05	46.26
制度関係業務事業費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,207,000	0.10	-	0	0.00	0.00
システム開発費等補助金	24,408,000	0.07	1107.94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出産育児一時金補助金	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定健康診査等負担金	29,562,000	0.09	105.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療養給付費等交付金	250,558,302	0.75	53.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県支出金	1,451,938,454	4.37	96.99	19,946,592,367	70.64	1373.79	19,862,733,605	71.53	98.58	18,950,637,116	71.79	96.38	20,174,397,090	73.12	106.46
基盤安定繰入金	1,415,252,266	4.26	99.91	1,395,075,477	4.94	98.57	1,375,465,186	5.00	98.59	1,357,869,650	5.14	98.72	1,383,254,922	5.01	101.87
その他の一般会計繰入金	752,547,512	2.26	94.52	856,715,018	3.03	113.84	925,478,330	3.37	108.03	856,026,263	3.24	92.50	901,773,632	3.27	105.34
繰越金	576,007,876	1.73	2084.57	869,058,044	3.08	150.88	298,757,212	1.09	34.38	72,726,724	0.28	24.34	15,177,234	0.06	20.87
共同事業交付金	7,074,854,197	21.27	93.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金繰入金	0	0.00	-	0	0.00	-	306,000,000	1.11	-	242,143,926	0.92	79.13	373,385,000	1.35	154.20
前期高齢者交付金	10,012,386,093	30.11	103.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の収入	121,534,957	0.37	90.84	108,913,401	0.39	89.61	97,327,035	0.35	89.36	113,604,768	0.43	116.72	100,935,123	0.37	88.85
合 計	33,256,455,448	100.00	99.30	28,235,550,381	100.00	84.90	27,488,312,026	100.00	97.35	26,399,100,212	100.00	96.04	27,589,266,210	100.00	104.51

歳 出

内 訳	29年度	構成比	対前年度	30年度	構成比	対前年度	R1年度	構成比	対前年度	2年度	構成比	対前年度	3年度	構成比	対前年度
総務費(基金積立金除く)	209,045,790	0.65	119.05	189,541,325	0.68	90.67	185,311,865	0.68	97.77	223,768,307	0.85	120.75	192,565,506	0.70	86.06
基金積立金	481,711,665	1.49	40426.77	572,828,450	2.05	118.92	132,186,161	0.48	23.08	4,410,735	0.02	3.34	908,395	0.00	20.60
保険給付費	19,594,561,606	60.50	97.23	19,204,512,921	68.74	98.01	19,072,062,274	69.57	99.31	18,307,997,861	69.39	95.99	19,400,294,496	70.37	105.97
療養給付費	17,037,474,722	52.61	97.33	16,587,828,362	59.38	97.36	16,480,122,115	60.11	99.35	15,751,076,655	59.70	95.58	16,668,363,467	60.46	105.82
療養費	181,091,669	0.56	97.14	159,678,634	0.57	88.18	157,010,005	0.57	98.33	142,839,611	0.54	90.97	141,511,995	0.51	99.07
高額療養費	2,233,388,704	6.90	96.87	2,290,828,014	8.20	102.57	2,290,790,088	8.36	100.00	2,272,380,061	8.61	99.20	2,453,759,466	8.90	107.98
移送費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
結核医療附加金	39,387	0.00	81.42	19,185	0.00	48.71	17,503	0.00	91.23	10,391	0.00	59.37	19,446	0.00	187.14
出産諸費	77,168,418	0.24	94.13	86,696,279	0.31	112.35	65,668,784	0.24	75.75	66,811,859	0.25	101.74	58,676,631	0.21	87.82
葬祭諸費	20,150,000	0.06	113.84	19,300,000	0.07	95.78	18,450,000	0.07	95.60	19,750,000	0.07	107.05	18,450,000	0.07	93.42
傷病手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	349,698	0.00	-	1,153,098	0.00	329.74
審査支払手数料	45,248,706	0.14	94.63	60,162,447	0.22	132.96	60,003,779	0.22	99.74	54,779,586	0.21	91.29	58,360,393	0.21	106.54
老人保健拠出金	62,559	0.00	63.64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健事業費	174,484,076	0.54	106.48	174,967,334	0.63	100.28	187,589,644	0.68	107.21	168,534,647	0.64	89.84	176,758,423	0.64	104.88
前年度繰上充入金	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同事業拠出金	7,180,614,012	22.17	93.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護納付金	1,177,274,986	3.63	101.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後期高齢者支援金等	3,443,037,298	10.63	98.70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前期高齢者納付金等	12,457,222	0.04	486.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の支出	114,148,190	0.35	87.59	7,794,943,139	27.90	6828.79	7,838,435,358	28.59	100.56	7,679,211,426	29.11	97.97	7,800,019,249	28.29	101.57
合 計	32,387,397,404	100.00	98.40	27,936,793,169	100.00	86.26	27,415,585,302	100.00	98.13	26,383,922,978	100.00	96.24	27,570,546,069	100.00	104.50
繰入歳出差引	869,058,044			298,757,212			72,726,724			15,177,234			18,720,141		
実質単年度収支※	774,761,833			2,527,618			-399,844,327			-295,282,681			-368,933,698		

※実質単年度収支・・・繰越金-基金繰入金+基金積立金+前年度繰上充入金

3. 年度別経理関係諸率

種 別		年度	29	30	R1	2	3
保険 現 年 料 調 分 定 額	1世帯当たり額(円) ※1	医療分	106,454	105,749	104,407	102,125	101,653
		介護分	27,016	26,563	26,771	26,433	25,880
		後期分	26,227	25,973	25,525	24,898	24,796
	1人当たり額(円) ※2	医療分	65,765	66,201	66,322	65,449	66,008
		介護分	23,081	22,836	23,104	22,903	22,491
		後期分	16,202	16,260	16,214	15,956	16,101
保険給付費(保険者負担) に対する割合		医療分	19.62%	19.35%	18.89%	19.31%	17.76%
保険 現 年 料 収 分 納 額	1世帯当たり額(円) ※1	医療分	101,282	100,829	99,128	97,345	97,560
		介護分	25,030	24,690	24,695	24,525	24,293
		後期分	24,958	24,769	24,234	23,737	23,799
	1人当たり額(円) ※2	医療分	62,570	63,121	62,968	62,386	63,350
		介護分	21,385	21,227	21,313	21,250	21,112
		後期分	15,418	15,506	15,394	15,212	15,454
保険給付費(保険者負担) に対する割合		医療分	18.67%	18.45%	17.93%	18.41%	17.04%
一 般 会 計 繰 入 金	繰 入 金 額 (千 円)		752,548	856,715	925,478	856,026	901,774
	1世帯当たり額(円) ※3		20,412	23,853	26,463	24,602	26,051
	1人当たり額(円) ※4		12,494	14,821	16,692	15,682	16,797
	保険給付費(保険者負担) に対する割合		3.84%	4.46%	4.85%	4.68%	4.65%
1 国 庫 支 出 金	療 養 給 付 費 負 担 金 (円)		71,638	0	0	0	0
	調 整 交 付 金 (円)		29,441	0	0	0	0
1人当たり県支出金(円) ※4			24,105	336,919	354,635	347,170	375,792
1人当たり総務費(円) ※4			11,468	13,189	5,726	4,180	3,604
1人当たり保険給付費(保険者負担) ※4			325,307	332,241	343,982	335,397	361,373
1人当たり保健事業費(円) ※4			2,897	3,027	3,383	3,088	3,293
保険料(介護・後期分除く)に対する 保健事業費の割合			4.47%	4.65%	5.22%	4.76%	5.12%

注: 保険給付費は、出産育児一時金、葬祭費、結核医療附加金、審査支払手数料を含む
一般会計繰入金は基盤安定繰入金を除く

※1・2 5月末時点の国保加入世帯数・被保険者数で除した額

※3・4 年度(4~3月)平均国保加入世帯数・平均被保険者数で除した額

4. 令和3年度事業年報

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
(令和 3 年度)

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

事業開始年月日	昭和30年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他	出産育児	葬祭	療病手当	出産手当	その他
円	円	円	円	円	円
999,999,999,999	50,000	999,999,999,999	0	0	0

		本年度末現在	(再掲) 未成年学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯	数	33,927				
被保険者数	総数	52,267	1,142	26,359	15,657	872
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	52,267	1,142	26,359	15,657	872

		年度平均	(再掲) 未成年学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯	数	34,676				
被保険者数	総数	53,839	1,090	27,324	15,959	864
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	53,839	1,090	27,324	15,959	864

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	15,030	15,415
介護保険第2号世帯数	13,063	13,373

	年度平均
標準負担額の減額状況	2,374

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	3,746	3,615
特定継続世帯数	367	447

	本年度中
世帯の増加にともなう世帯数(世帯の増減は別表を参照)	36

被保険者増減内訳	本年度中増	転入	酒類・他業からの移入	社保離脱	生保廃止	出	生	後期高齢者離脱	その他	計
	1,080	404	7,133	96	146	1	342	8,798		
本年度中減	転出	酒類・他業への移出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計		
	1,243	547	5,515	166	419	2,984	339	10,666		

本年度末現在	専任	兼任	任	計	一部負担割合	法定割合	その他
事務職員数	23	3		26		0	0

備考	
----	--

様式14 (市町村)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(市町村)

(令和 3 年度)

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

収 入				支 出			
科 目	収 入 額	(再掲) 介護分	科 目	支 出 額	(再掲) 介護分		
保険料	3,449,908,212		一般行政費	192,565,506			
保険料徴収手数料	836,791,549	836,791,549	一般管理費	16,668,364,727			
介護保険料	336,637,415	336,637,415	小 計	141,511,995			
介護保険料徴収手数料	4,623,337,176	836,791,549	高 速 道 路 費	16,809,876,722			
介護保険料徴収手数料	1,223,867		高 速 道 路 費	2,452,147,702			
介護保険料徴収手数料	308,242	308,242	高 速 道 路 費	1,611,764			
介護保険料徴収手数料	404,924		高 速 道 路 費	0			
介護保険料徴収手数料	1,937,033	308,242	高 速 道 路 費	58,676,831			
計	4,625,274,209	837,099,791	高 速 道 路 費	18,450,000			
国 道 支 出 金	15,069,000		高 速 道 路 費	0			
国 道 支 出 金	19,488,945,054		高 速 道 路 費	1,172,544			
国 道 支 出 金	114,933,000		高 速 道 路 費	19,341,935,363			
国 道 支 出 金	55,431,000		高 速 道 路 費	-1,260			
国 道 支 出 金	455,592,036		高 速 道 路 費	0			
国 道 支 出 金	59,496,000		高 速 道 路 費	-1,260			
国 道 支 出 金	685,452,036		高 速 道 路 費	0			
国 道 支 出 金	0		高 速 道 路 費	0			
国 道 支 出 金	0		高 速 道 路 費	0			
国 道 支 出 金	0		高 速 道 路 費	-1,260			
国 道 支 出 金	0		高 速 道 路 費	58,360,393			
国 道 支 出 金	20,174,397,090		計	19,400,294,496			
国 道 支 出 金	0		国 道 支 出 金	5,446,006,361			
国 道 支 出 金	900,395,840	168,966,770	国 道 支 出 金	1,894,577			
国 道 支 出 金	482,859,082	88,601,359	国 道 支 出 金	5,447,900,938			
国 道 支 出 金	250,954,249		国 道 支 出 金	1,659,974,248	1,659,974,248		
国 道 支 出 金	38,597,333		国 道 支 出 金	134,695	134,695		
国 道 支 出 金	221,879,000		国 道 支 出 金	1,660,108,943	1,660,108,943		
国 道 支 出 金	390,343,050		国 道 支 出 金	517,547,730	517,547,730		
国 道 支 出 金	2,285,028,554	257,568,129	国 道 支 出 金	7,625,557,611	1,660,108,943	517,547,730	
国 道 支 出 金	0		国 道 支 出 金	0			
国 道 支 出 金	100,935,123		国 道 支 出 金	34,896,205			
小計(当年収支) A	27,200,703,976	1,094,667,920	国 道 支 出 金	141,862,218			
基金積入金 C	373,385,000		国 道 支 出 金	0			
繰越金 D	15,177,234		国 道 支 出 金	176,758,423			
産卸村債 E	0		国 道 支 出 金	147,487,066			
その他財政安定化基金等 F	0		国 道 支 出 金	0			
収入合計 (A+C+D+E)	27,589,266,210		国 道 支 出 金	26,974,572	0	0	
			国 道 支 出 金	0			
			国 道 支 出 金	27,569,637,674	1,660,108,943	517,547,730	
			国 道 支 出 金	-368,933,698	-565,441,023	-76,956,405	
			基金積立金 F	908,395			
			前年度繰上元入金 G	0			
			公 債 償 還 H	0			
			うち財政安定化基金償還 I	0			
			支出合計 (B+F+G+H)	27,570,546,069			
			収入合計 (A+C+D+E)	18,720,141			
			収入合計 (A+C+D+E)	18,720,141			
			収入合計 (A+C+D+E)	0			

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	1,428,279,828	市 町 村 債 残 高	0
基金繰入金 C	373,385,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金繰入金 C	908,395		
収支差引残のち基金積立金 I	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K+C+I+L-M)	1,055,803,223		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
基 金 保 有 額 a	1,055,803,223	繰上元入金(当年度未償還) b	0
次年度への繰越金 b	18,720,141	市 町 村 債 残 高 c	0
貸付金 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高 d	0
その他の資産 d	0	その他の負債 e	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,074,523,364	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,074,523,364

備考

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)

(令和 3 年度)

都 道 府 県 名	兵庫県
保 險 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

○ 経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

保 険 料		調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	入 収 額	居所不明者分調定額
		円	円	円	円	円	円
現 年 分 滞納繰越分 計	現 年 分	4,622,881,400	4,429,667,582	18,529,276	0	193,213,818	0
	滞納繰越分	587,153,587	174,663,018	477,300	110,979,815	301,510,754	0
	計	5,210,034,987	4,604,330,600	19,006,576	110,979,815	494,724,572	0

3. 保険給付等支払状況

(一) 一般被保険者分	保 險 給 付 費		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
			円	円	円	円	円
療 養 給 付 費	療 養 給 付 費	計	16,614,563,446	16,668,364,727	53,801,281	0	0
		現年度分 (再掲)	16,614,563,446	16,668,364,727	53,801,281	0	0
	療 養 費	計	141,168,162	141,511,995	343,833	0	0
		現年度分 (再掲)	141,168,162	141,511,995	343,833	0	0
	高 額 療 養 費	2,446,633,007	2,452,147,702	5,514,695	0	0	
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,611,764	1,611,764	0	0	0	
	移 送 費	0	0	0	0	0	
	移 送 費	0	0	0	0	0	
その他 の 保 険 給 付 費	77,682,591	78,299,175	0	0	-616,584		

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医 療 給 付 費 分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.37	0.00	30,469	20,952

後 期 高 齢 者 支 援 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.86	0.00	11,536	7,933

介 護 納 付 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.49	0.00	12,641	6,407

5. 備考

現 年 分	収 納 率	
	滞納繰越分	計
%	%	%
95.82	29.75	88.37
備考		

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

1. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・平均 賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 平均賦課[0]
	1	0

保険料の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式				賦課限度額を 超える額	符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 徴収回数	回 9
	1	0	4方式 0	3方式 1	2方式 0	(4) その他 0					
保険料（税） 算 定 額	保険料（税） 軽 減 額	災害等による 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額		賦課限度額を 超える額				保 険 料（税） 調 定 額		
千円 4,485,419	千円 665,682	千円 18,075	千円 58,256		千円 155,254			0 1	千円 143,123		千円 3,445,029
保 険 料（税）算 定 額 内 訳						料（税）率					
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割				
千円 2,278,482	千円 0	千円 1,405,722	千円 801,215	%	%	円	円				
50.80%	0.00%	31.34%	17.86%	7.80	0.00	25,600	22,800				
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額				
千円 29,211,303	千円 0	35,141	21,423	173	1,263	232	円 630				
所 得 割 の 基 算 定 基 礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の 所 得 割 額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他		
	1		0		0		0		0		
資 産 割 の 基 算 定 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他				
	0			0			0				

備 考	
-----	--

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 險 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課
	1	0

保険料の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式		(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	目 9
	1	0	0	1	0	0				
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額		賦課限度額を 超える額		符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調定額	
千円 1,088,959	千円 169,874	千円 4,331	千円 14,800		千円 69,230		1 0	千円 9,602	千円 840,326	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率						
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 525,803	千円 0	千円 373,395	千円 189,761	%	%	円	円			
48.28%	0.00%	34.29%	17.43%	1.80	0.00	6,800	5,400			
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額を 超える世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
千円 29,211,303	千円 0	35,141	21,423	173	1,449	340	54,911	円 190		
所得割の 算定基	①課税総所得金額 （基礎控除）		②課税総所得金額 （各種控除）		③市町村民税の 所得割額		④市町村民税額等		⑤そ の 他	
	1		0		0		0		0	
資産割の 算定基	①固定資産税額等			②固定資産税のうち 土地家屋に係る部分の額			③そ の 他			
	0			0			0			

備考	
----	--

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均 一 ・ 不 均 一 賦 課 の 別	(1) 均 一 賦 課	(2) 不 均 一 賦 課
	1	0

保 険 料 税 の 別	(1)	(2)	保 険 料 (税) 賦 課 方 式	(1)	(2)	(3)	(4)	保 険 料 (税) 徴 収 回 数	回 9
	1	0		0	1	0	0		
保 険 料 (税) 算 定 額	保 険 料 (税) 軽 減 額	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料 (税) 調 定 額		
千円 447,122	千円 70,019	千円 3,257	千円 8,281	千円 23,257	0 1	千円 4,781	千円 337,527		
保 険 料 (税) 算 定 額 内 訳				料 (税) 率					
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割		
千円 224,414	千円 0	千円 149,236	千円 73,472	%	%	円	円		
50.19%	0.00%	33.38%	16.43%	2.40	0.00	9,500	5,400		
課 税 対 象 額		課 税 対 象 世 帯 数	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額	
千円 9,350,591		千円 0	13,806	7,960	107	599	149	15,709	千円 170
所 得 割 の 礎	① 課 税 総 所 得 金 額 (基 礎 控 除)		② 課 税 総 所 得 金 額 (各 種 控 除)		③ 市 町 村 民 税 の 所 得 割 額		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資 産 割 の 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額		③ そ の 他			
	0			0		0			

備 考	
-----	--

様式 1 5 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（令和 3 年度）

都道府県名	兵庫県
保険者名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額 円	保険者負担分 円	一部負担金 円	他法負担分 円
療養の給付等	1,012,891	22,500,685,666	16,613,370,686	5,146,213,655	741,101,325
食事療養・生活療養(再掲)	11,951	355,882,969	192,875,465	158,741,744	4,265,760
食事療養・生活療養	131		1,192,760	-1,192,760	0
療養費					
診療費	620	11,263,169	8,223,825	2,970,795	68,549
補装具	700	22,975,882	17,131,022	5,013,155	831,705
柔道整復師	19,026	135,306,899	99,091,655	33,891,961	2,323,283
アンバ・ベッド・パージ	231	8,288,030	6,239,936	1,105,582	942,512
ハリ・キョウ	751	14,062,090	10,481,724	2,328,624	1,251,742
その他	0	0	0	0	0
小計	21,328	191,896,070	141,168,162	45,310,117	5,417,791
海外療養費(再掲)	3	21,238	16,676	4,562	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,034,350	22,692,581,736	16,755,731,608	5,190,331,012	746,519,116

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額 円	保険者負担分 円	一部負担金 円	他法負担分 円
療養の給付等	679,636	14,488,964,561	10,994,325,438	3,264,294,778	230,344,345
食事療養・生活療養(再掲)	7,130	181,031,975	86,024,875	93,053,770	1,953,330
食事療養・生活療養	65		620,310	-620,310	0
療養費					
診療費	11,038	106,979,018	81,526,453	24,200,887	1,251,678
海外療養費(再掲)	2	18,112	14,488	3,624	0
移送費	0	0	0	0	0
計	690,739	14,595,943,579	11,076,472,201	3,287,875,355	231,596,023

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額 円	保険者負担分 円	一部負担金 円	他法負担分 円
療養の給付等	424,625	9,044,962,293	7,198,306,630	1,760,043,663	86,612,000
食事療養・生活療養(再掲)	4,602	117,300,448	56,195,826	59,818,682	1,285,940
食事療養・生活療養	47		369,510	-369,510	0
療養費					
診療費	6,489	64,804,177	51,860,277	12,508,437	435,463
海外療養費(再掲)	2	18,112	14,488	3,624	0
移送費	0	0	0	0	0
計	431,161	9,109,766,470	7,250,536,417	1,772,182,590	87,047,463

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額 円	保険者負担分 円	一部負担金 円	他法負担分 円
療養の給付等	23,409	493,750,423	343,928,512	144,923,880	4,898,031
食事療養・生活療養(再掲)	224	4,320,693	1,327,593	2,847,740	145,360
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費					
診療費	436	3,586,529	2,510,490	1,071,038	5,001
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	23,845	497,336,952	346,439,002	145,994,918	4,903,032

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額 円	保険者負担分 円	一部負担金 円	他法負担分 円
療養の給付等	16,857	266,163,978	211,769,738	14,272,291	40,121,949
食事療養(再掲)	165	2,310,628	687,058	597,650	1,025,920
食事療養	1		9,250	-9,250	0
療養費					
診療費	49	809,756	647,800	48,524	113,432
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	16,907	266,973,734	212,426,788	14,311,565	40,235,381

備考	
----	--

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 3 年度）

都道府県名	兵庫県
保険者名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		甲 独 分				他法併用分	合 計	医療給付分 （円）
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分	そ の 他			
総 数	件 数	1,739	14,789	3,221	2,922	8,038	7,978	112	38,799	21,440
	高額療養費 （円）	39,673,804	144,921,381	342,727,564	241,823,575	1,232,994,245	438,432,820	5,959,617	2,446,633,097	2,172,197,733
（再掲） 前 期 高齢者分	件 数	1,244	14,486	1,277	1,593	5,181	5,925	61	30,767	
	高額療養費 （円）	24,637,137	133,646,414	143,890,728	126,893,520	757,697,803	271,720,664	2,713,556	1,461,199,822	
（再掲） 70歳以上 一般分	件 数	733	7,071	380	622	3,448	6,271	17	25,542	
	高額療養費 （円）	6,297,412	116,160,213	25,482,603	35,926,374	414,378,768	214,156,009	373,722	812,775,101	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	76	133	35	25	134	36	0	441	
	高額療養費 （円）	3,673,653	5,477,533	5,664,191	1,955,682	28,618,256	2,430,684	0	47,819,999	
（再掲） 未就学児分	件 数	0	0	0	0	73	258,071	0	258,144	
	高額療養費 （円）	0	0	0	0	14,628,844	2,669,138	0	17,297,982	
								長期高額特定疾病該当者数	176 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	58
給付額（円）	1,611,764

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数（件）	138	369	19	0	59	585
給付額（円）	57,896,000	18,450,000	1,153,098	0	19,446	77,518,544

備 考	
-----	--

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	28 - 011

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	12,439	198,704	8,034,376,570
	入 院 外	516,874	769,002	7,982,685,534
	歯 科	119,693	200,280	1,678,706,995
	小 計	649,006	1,167,986	17,695,769,099
調 剤	361,545	(419,120 枚)	4,257,636,338	
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	(11,951)	(532,482 回)	355,882,969	
訪 問 看 護	2,340	17,799	191,397,260	
合 計	1,012,891	1,185,785	22,500,685,666	

(2) 前期高齢者分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	7,413	103,732	5,041,785,029
	入 院 外	350,634	518,925	5,328,911,724
	歯 科	73,151	123,786	1,035,308,895
	小 計	431,198	746,443	11,406,005,648
調 剤	247,562	(283,457 枚)	2,826,168,638	
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	(7,130)	(265,394 回)	181,031,975	
訪 問 看 護	876	6,789	75,758,300	
合 計	679,636	753,232	14,488,964,561	

(3) 70歳以上一般分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	4,773	67,365	3,176,854,330
	入 院 外	220,058	325,024	3,273,317,432
	歯 科	43,792	74,666	627,946,695
	小 計	268,623	467,055	7,078,118,457
調 剤	155,433	(178,083 枚)	1,803,565,118	
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	(4,602)	(171,317 回)	117,300,448	
訪 問 看 護	569	4,126	45,978,270	
合 計	424,625	471,181	9,044,962,293	

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	230	2,523	181,912,340
	入 院 外	12,102	18,010	180,322,210
	歯 科	2,612	4,454	35,685,970
	小 計	14,944	24,987	397,920,520
調 剤	8,435	(9,574 枚)	88,811,280	
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	(224)	(6,324 回)	4,320,693	
訪 問 看 護	30	212	2,697,930	
合 計	23,409	25,199	493,750,423	

(5) 未就学児分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	193	1,571	119,404,070
	入 院 外	8,679	11,910	93,206,350
	歯 科	1,609	2,205	17,757,160
	小 計	10,481	15,686	230,367,580
調 剤	6,374	(8,257 枚)	33,071,240	
食 事 療 養	(165)	(3,602 回)	2,310,628	
訪 問 看 護	2	27	414,530	
合 計	16,857	15,713	266,163,978	

備 考	
-----	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかると一般状況・経理状況

(令和 3 年度)

都道府県名	兵庫県
保険者名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

○ 一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

		年度平均	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

取 入		科 目	支 出 額
保険料(税)	円	医療給付費	円
医療給付費分	1,223,867	療養給付費	-1,260
保険給付費等交付金(普通交付金)	0	療 養 費	0
その他の収入	105,452	小 計	-1,260
合 計	1,329,319	高額療養費	0
		高額介護合算療養費	0
		移送費	0
		計	-1,260
		国民健康保険事業費交付金(医療給付費分)	1,894,577
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合 計	1,893,317

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	2,536,579	1,937,033	0	364,889	234,657	0
計	2,536,579	1,937,033	0	364,889	234,657	0

3. 医療給付支払状況

	支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療養給付費	円	円	円	円	円
計	-1,260	-1,260	0	0	0
現年度分(再掲)	-1,260	-1,260	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費	0	0	0	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率		
現 年 分	滞 納 繰 越 分	計
%	%	%
0.00	76.36	76.36
備 考		

様式 17-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 3 年度）

都道府県名	兵庫県
保険者名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課
	1	0

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00				
課税対象額 所得割	課税対象額 資産割	課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額を 超える世帯数	課税対象 被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考	
----	--

様式 17-3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 3 年度）

都道府県名	兵庫県
保険者名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均・不均 賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課
	1	0

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符 号 1増・2減	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00				
課税対象額	課税対象額	課税対象世帯数	保険料（税） 軽減世帯数	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額を 超える世帯数	課税対象 被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考	
----	--

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	0	-1,800	-1,260	0	-540
食 事 療 養 (再 掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
診 療 費	0	0	0	0	0
補 装 具	0	0	0	0	0
柔 道 整 復 師	0	0	0	0	0
ア ン マ ッ サ ー ジ	0	0	0	0	0
パ リ ・ キ ュ ウ	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0
海 外 療 養 費 (再 掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	0	-1,800	-1,260	0	-540

(2) 未就学児分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	0	0	0	0	0
食 事 療 養 (再 掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
診 療 費	0	0	0	0	0
海 外 療 養 費 (再 掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	理物給付分 (再掲)
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分			
総 数	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	0
給付額 (円)	0

備 考	
-----	--

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 3 年度）

都 道 府 県 名	兵庫県
保 険 者 名	加古川市
都道府県・保険者番号	28 - 011

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退 職 被 保 険 者 分			被 扶 養 者 分		
		件 数	日 数	費 用 額	件 数	日 数	費 用 額
診 療 費	入 院	0	0	0	0	0	0
	入 院 外	0	0	-1,800	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	-1,800	0	0	0
	調 剤	0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
食 事 療 養	(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0	
訪 問 看 護	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	-1,800	0	0	0	

(2) 未就学児分再掲

		被 扶 養 者 分		
		件 数	日 数	費 用 額
診 療 費	入 院	0	0	0
	入 院 外	0	0	0
	歯 科	0	0	0
	小 計	0	0	0
	調 剤	0	(0 枚)	0
食 事 療 養	(0)	(0 回)	0	
訪 問 看 護	0	0	0	
合 計	0	0	0	

備 考	
--------	--

VII 關係條例等

○加古川市国民健康保険条例

平成7年3月30日

条例第2号

改正 平成7年6月30日 条例第21号
平成8年3月28日 条例第12号
平成9年3月28日 条例第9号
平成10年3月30日 条例第13号
平成10年9月29日 条例第22号
平成11年3月30日 条例第5号
平成11年12月22日 条例第28号
平成12年3月30日 条例第12号
平成14年3月29日 条例第19号
平成14年9月30日 条例第37号
平成15年3月31日 条例第15号
平成15年12月24日 条例第39号
平成16年12月24日 条例第34号
平成17年4月1日 条例第19号
平成18年3月31日 条例第22号
平成18年3月31日 条例第28号
平成18年9月29日 条例第42号
平成18年10月10日 条例第43号
平成18年12月21日 条例第49号
平成19年3月30日 条例第10号
平成20年3月31日 条例第14号
平成20年9月30日 条例第30号
平成20年12月18日 条例第40号
平成21年3月31日 条例第15号
平成21年9月30日 条例第27号
平成22年3月31日 条例第11号
平成22年5月31日 条例第19号
平成22年10月15日 条例第22号
平成23年3月31日 条例第8号
平成25年3月29日 条例第17号
平成25年3月29日 条例第18号
平成25年6月28日 条例第23号
平成26年3月31日 条例第8号
平成26年12月15日 条例第37号
平成27年3月30日 条例第19号
平成27年6月17日 条例第27号
平成28年3月31日 条例第22号
平成29年3月31日 条例第19号
平成30年3月30日 条例第13号
平成31年3月29日 条例第6号
令和2年3月27日 条例第13号
令和2年5月1日 条例第22号
令和2年12月18日 条例第37号
令和3年3月31日 条例第17号
令和3年12月24日 条例第43号
令和4年3月31日 条例第8号

第1章 市が行う国民健康保険の事務

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(加古川市国民健康保険運営協議会)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に定める協議会は、加古川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
 - (3) 公益を代表する委員 4人
- 3 前項の委員は、市長が委嘱する。
(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

(被保険者とししない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、被保険者とししない。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者で、次に掲げるもの
 - ア 療養の給付を受ける場合に一部負担金を支払うことを要しない者で、当該年度の収入(老齢福祉年金、仕送り等を含み、当該施設から個人的経費として支給されるものを除く。以下同じ。)の額と活用することができる資産の額との合計額が、当該年度において課される国民健康保険料(以下「保険料」という。)の額と小遣いに相当する額(養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム入所者1人当たりに係る当該年度の措置費の生活費に相当する額の10分の1に相当する額を基準として老人ホームの種類ごとに定めるものをいう。以下同じ。)との合計額に満たないもの
 - イ 療養の給付を受ける場合に一部負担金を支払うことを要する者で、当該年度の収入の額と活用することができる資産の額との合計額が、当該年度において課される保険料の額と療養の給付を受ける場合に支払うことになる一部負担金の額と小遣いに相当する額との合計額に満たないもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの

第4章 保険給付

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
- (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(療養の給付の期間)

第6条 療養の給付は、当該疾病又は負傷が転帰に至るまで行う。

(出産育児一時金)

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めたときは、408,000円に12,000円を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(結核医療附加金)

第8条の2 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2に規定する医療を受け、当該医療に要する費用の一部を負担するときは、

当該被保険者に対して結核医療附加金として、当該医療に係る一部負担金相当額を支給する。

第5章 保健事業

(保健事業)

第9条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第6章 保険料

(保険料の賦課)

第11条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

(保険料の賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項に規定する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額に、それぞれ100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第25条及び第25条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要

する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第25条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第25条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

3 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.8

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について25,600円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め

る額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 22,800円

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。））と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）の合計額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第18条 削除

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第19条 第16条の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第20条 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第3号アに規定する額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第15条第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第3号ウに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第21条 第12条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第24条及び第25条第1項において同じ。）は、65万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第21条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第25条及び第25条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第21条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第21条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.8

(2) 被保険者均等割 被保険者一人について6,800円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 5,400円

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第21条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第21条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第21条の5第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第21条の8 第21条の6の被保険者均等割額は、第21条の5第2号に規定する額と同額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第21条の9 第21条の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第21条の5第3号アに規定する額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第21条の5第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第21条の5第3号ウに定めるところにより算定した額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第21条の10 第21条の3又は第21条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第21条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第21条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第24条及び第25条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第21条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第25条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定に

より貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額）

第21条の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条の13 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第21条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.4

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について9,500円

(3) 世帯別平等割 1世帯について5,400円

（介護納付金賦課限度額）

第21条の15 第21条の12の賦課額は、17万円を超えることができない。

（賦課期日）

第22条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第23条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで

2 前項に規定する期間の末日が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法第142条の規定を適用する。

3 市長は、特別の事情により、前2項の納期により難しいと認められるときは、別に納期を定めることができる。

4 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額をすべて最初の納期に納付すべき保険料に合算するものとする。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第24条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条、第21条の3若しくは第21条の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第21条の12の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条、第21条の3若しくは第21条の6の額又は第21条の12の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第25条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第21条の3又は第21条の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第21条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- (特例対象被保険者等の特例)
- 第25条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。
- (未就学児の被保険者均等割額の減額)
- 第25条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条第2号又は第19条に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第2号又は第19条」とあるのは「第21条の5第2号又は第21条の8」と、「第3項」とあるのは「第4項の規定により準用する第3項」と読み替えるものとする。
- 3 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第15条第2号又は第19条に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額
- (2) 前号の規定により算出した額に10分の5を乗じて得た額
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第15条第2号又は第19条」とあるのは「第21条の5第2号又は第21条の8」と読み替えるものとする。
- (保険料の額の通知)
- 第26条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。
- (延滞金)
- 第27条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(徴収猶予)

第28条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 納付義務者若しくはその者の世帯に属する被保険者が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害、貧困等により生活が著しく困難である者又は公益上その他の理由により特に必要があると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに（納期限までに提出をすることが困難なものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める日までに）、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 年度及び保険料の額
- (3) 減免を受けようとする理由

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第30条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保

険者が同項ただし書に規定する者（加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）第25条第2項に規定する者（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第30条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書を提出する者は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第7章 雑則

（準用）

第31条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、加古川市市税条例の規定を準用する。

（委任）

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

第33条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

第34条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

第35条 市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第36条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（加古川市市税条例の一部改正）

第2条 加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次第3章中「第2節 国民健康保険税（第117条—第129条）」を削る。

第3条を次のように改める。

（税目）

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、都市計画税とする。

第18条中「、第114条又は第124条」を「又は第114条」に改める。

第3章第2節を削る。

附則第15条の2から第20条までを削る。

（加古川市国民健康保険条例の廃止）

第3条 加古川市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第4条 この条例の施行前に旧条例の規定により行われるべきであった保険給付については、なお従前の例による。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の加古川市市税条例の規定により賦課し、又は徴収すべきであった国民健康保険税その他の徴収金については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第6条 平成18年度における第11条の3の規定の適用については、同条第1号中「、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法(以下「平成18年改正前国保法」という。)第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成18年改正前国保法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、平成18年改正前国保法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第7条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第11条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

(公的年金等に係る所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第8条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第9条 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第25条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとし、)と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第10条 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第25条の規定の適用については、附則第7条の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとし、)と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第11条 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第12条 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（平成20年度の仮徴収額の特例）

第12条の2 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号）附則第2条第3項の規定により特別徴収（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第13条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「平成20年4月改正国保法」という。）第76条の3第1項に規定する特別徴収をいう。）の方法によって特別徴収対象年金給付（平成20年4月改正国保法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の際に徴収する保険料額は、平成19年度の保険料の算定を第24条第1項又は第2項の規定により月割をもって行っている場合にあっては、当該月割額に12（ただし、12とすることが適当でない場合は、1以上12以下の範囲内において別に定める数とする。）を乗じて得た額を6で除して得た額とする。

（延滞金の割合等の特例）

第13条 当分の間、第27条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第14条 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第15条 当分の間、平成22年度以降の第29条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第16条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第17条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることが

できる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第18条 前条に規定する者が受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則（平成7年6月30日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第8条の2の規定は、平成7年7月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る結核医療附加金について適用する。

3 この条例による改正前の第5条第2項の規定は、施行日前に受けた医療については、なおその効力を有する。

附 則（平成8年3月28日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成8年度以後の年度分の保険料について適用し、平成7年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成9年度以後の年度分について適用し、平成8年度分までについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第12条の規定は、平成10年度以後の年度分の保険料について適用し、平成9年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第11条の規定は、平成11年度以降の年度分の保険料について適用し、平成10年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月30日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成11年度以後の年度分の保険料について適用し、平成10年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第12条の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成13年2月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成12年度以後の年度分の保険料について適用し、平成11年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第33条から第35条までの規定は、この条例の施行前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第1条中第30条の改正規定及び附則第10条の次に1条を加える改正規定は平成15年1月1日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に受けた療養の給付に係るこの条例による改正前の加古川市国民健康保険条例の規定による一部負担金については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第15号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第14条及び第15条の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第30条の規定は、平成16年度分までの保険料については、なおその効力を有する。

附 則（平成16年12月24日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第9条及び第10条の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の3第2号、第21条の2第2号及び附則第6条の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第21条の5、第21条の6及び第25条第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第7条から第11条までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた療養の給付に係るこの条例による改正前の加古川市国民健康保険条例の規定による一部負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年10月10日条例第43号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の加古川市医療の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第11号の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成18年12月21日条例第49号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の2から第21条の15まで、第24条及び第25条の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月18日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、附則第17条の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項ただし書の規定は、平成21年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第21条の15及び第25条第3項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年9月30日条例第27号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日に新条例第21条に規定する額が国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第10号に規定する額を超える場合における新条例第21条及び新条例第25条第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「50万円」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第2項第10号に規定する額」とし、同日に新条例第21条の10に規定する額が政令第29条の7第3項第9号に規定する額を超える場

合における新条例第21条の10及び新条例第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「13万円」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第3項第9号に規定する額」とする。

附 則（平成22年5月31日条例第19号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年10月15日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置等）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前のお産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第21条、第21条の10、第21条の15及び第25条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日に新条例第21条に規定する額が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号に規定する額を超える場合における新条例第21条及び第25条第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「51万円」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第2項第10号に規定する額」とし、同日に新条例第21条の10に規定する額が政令第29条の7第3項第9号に規定する額を超える場合における新条例第21条の10及び第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「14万円」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第3項第9号に規定する額」とし、同日に新条例第21条の15に規定する額が政令第29条の7第4項第9号に規定する額を超える場合における新条例第21条の15及び第25条第3項の規定の適用については、これらの規定中「12万円」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第4項第9号に規定する額」とする。

附 則（平成25年3月29日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第2号及び第3号アの規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第7条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第15条第3号、第20条、第21条の5第3号及び第21条の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の加古川市延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の加古川市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、第3条の規定による改正後の加古川市国民健康保険条例附則第13条の規定及び第4条の規定による改正後の加古川市介護保険条例附則第7条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月15日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号を削る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、平成27年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
附 則 (平成27年3月30日条例第19号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成27年6月17日条例第27号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成28年3月31日条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成29年3月31日条例第19号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第25条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第13条第1項及び第25条第1項第1号の規定(特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分を除く。)並びに同項第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第13条第1項及び第25条第1項第1号の規定(特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分に限る。)は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成30年3月30日条例第13号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第11条の2第1項、第11条の3、第21条、第21条の2、第21条の11及び第25条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成31年3月29日条例第6号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年3月27日条例第13号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年5月1日条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第29条第2項の規定は、令和2年2月1日以後に納期の末日が到来する保険料の減免について適用する。

3 新条例附則第16条から第18条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和2年12月18日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の加古川市延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の加古川市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、第3条の規定による改正後の加古川市国民健康保険条例附則第13条の規定及び第4条の規定による改正後の加古川市介護保険条例附則第7条の規定は、延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月24日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第16条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成7年3月31日
規則第18号

改正 平成8年3月28日規則第5号
平成12年10月23日規則第57号
平成14年3月29日規則第22号
平成14年3月29日規則第31号
平成18年11月30日規則第72号
平成19年3月30日規則第6号
平成19年3月30日規則第18号
平成20年3月31日規則第24号
平成21年9月30日規則第53号
平成22年3月31日規則第23号
平成26年1月30日規則第5号
平成28年3月31日規則第39号
平成30年12月20日規則第61号
平成31年3月29日規則第24号
令和2年5月1日規則第34号
令和2年6月10日規則第38号
令和2年9月30日規則第48号
令和2年12月18日規則第58号
令和3年3月25日規則第15号
令和3年6月30日規則第40号
令和3年9月30日規則第44号
令和3年12月24日規則第58号
令和4年3月24日規則第7号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市国民健康保険条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 被保険者

(被保険者証等の更新)

第2条 被保険者証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）の更新の期日は、毎年12月1日とする。

(被保険者証等の再交付及び返還)

第3条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、被保険者証再交付申請書又は被保険者資格証明書再交付申請書により申請するものとする。

3 被保険者証等を棄損若しくは破損した場合の申請は、その被保険者証等を添えて行わなければならない。

4 世帯主は、被保険者証等の再交付を受けた後、亡失した被保険者証等を発見したときは、直ちに発見した被保険者証等を市長に返還しなければならない。

第3章 保険給付

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金（条例第5条の一部負担金をいう。以下同じ。）を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 震災、火災、風水害その他これらに類する災害により死亡し、障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定による一部負担金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）申請書にその減免又は徴収の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

い。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 申請者は、第1項に規定する事由が無くなった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の証明等)

第5条 市長は、前条第2項の申請書を受理した場合は、速やかに審査のうえ、一部負担金の減免又は徴収の猶予を決定したときは、当該申請者に国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)証明書を交付し、申請を却下したときは、国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)却下通知書により通知するものとする。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の取消)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合は、直ちに当該一部負担金の減免を取り消し、当該取消の日の前日までの間にその支払を免れた額を一時に徴収する。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を取り消し、これを一時に徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予することが不相当であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

(療養費の支給申請の手続)

第7条 世帯主は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条の規定による療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険療養費支給申請書に領収証書等を添付して、市長に申請しなければならない。

(療養費の支給決定の手続)

第8条 市長は、療養費の支給を決定したときは、速やかに国民健康保険療養費支給決定書を当該世帯主に交付するものとする。

(移送費の支給申請の手続)

第9条 世帯主は、法第54条の4の規定による移送費の支給を受けようとするときは、国民健康保険移送費支給申請書に保険医の意見書及び領収書を添付して市長に申請しなければならない。

(移送費の支給決定の手続)

第10条 市長は、移送費の支給を決定したときは、速やかに国民健康保険移送費支給決定書を当該世帯主に交付するものとする。

(高額療養費の支給申請の手続)

第11条 世帯主は、法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費支給申請書に診療報酬明細書又は領収証書等を添付して、市長に申請しなければならない。

(高額療養費の支給決定の手続)

第12条 市長は、高額療養費の支給を決定したときは、速やかに国民健康保険高額療養費支給決定書を当該世帯主に交付するものとする。

(第三者の行為による傷病届)

第13条 世帯主は、当該世帯に属する被保険者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたときは、第三者行為による傷病届を速やかに市長に提出しなければならない。

(出産育児一時金の支給申請)

第14条 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第7条の規定による出産育児一時金(助産費を含む。以下同じ。)の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、被保険者の属する世帯の世帯主が国内の病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)との間に当該出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した場合であって、当該出産に係る費用の額が条例第7条の規定による出産育児一時金の額以上となるときは、この限りでない。

(1) 被保険者証

(2) 医師又は助産師の分娩の事実を証明する書類

(3) 医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した領収書又は明細書

(4) 医療機関等から交付される代理契約に関する文書の写し

2 前項の申請について、分娩の事実が戸籍又は住民票の記載事項により確認できる場合は、医師又は助産師の分娩の事実を証明する書類を省略することができる。

(葬祭費の支給申請)

第15条 被保険者が死亡し、その葬祭を行う者が条例第8条の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書に死亡診断書又は埋火葬許可証その他葬祭を行ったことの確認できる書類及び被保険者証等を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請について、死亡の事実が戸籍又は住民票の記載事項により確認できる場合は、死

亡の事実を証明する書類を省略することができる。

第4章 保険料

(保険料の決定通知)

第16条 条例第26条の規定による通知は、国民健康保険料納付通知書により行うものとする。

(賦課漏れ等に係る保険料)

第17条 市長は、賦課漏れ等に係る保険料又は偽りの申請その他不正の行為により免れた保険料については、その全額を一時に徴収するものとする。

(督促状)

第18条 保険料の督促は、国民健康保険料督促状により行うものとする。

(納期限後に納付する保険料に係る延滞金の減免)

第19条 市長は、納期限後に納付する保険料に係る延滞金を減免する場合においては、市税に係る延滞金の減免に関する規則（昭和36年規則第3号）の規定を準用する。

(保険料徴収猶予の取消)

第20条 条例第28条の規定により保険料の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る保険料を一時に徴収することができる。

(1) 分割して納付することを認められた保険料を期限内に納付しないとき。

(2) 資力が回復したことにより従前の条件によって、徴収猶予をすることが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定より徴収の猶予を取り消す場合には、あらかじめ徴収の猶予を受けた者の弁明を聴かななければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を徴収猶予を受けた者に通知しなければならない。

(保険料の減免)

第21条 条例第29条の申請書は、国民健康保険料減免申請書による。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、国民健康保険料額更正決定通知書又は国民健康保険料減免申請却下通知書により通知するものとする。

(保険料の減免の基準)

第22条 条例第29条の規定による保険料の減免は、次の表の対象者の欄に該当する者のうち、必要と認めるものに対し、同表の対象者の欄の区分にそれぞれ対応する減免の額の欄に定める額以内の額を減免することができる。この場合において、同一人が2以上の減免の対象者の区分に該当するときは、減免額の多い規定のみを適用する。

対象者		減免の額			
区分	要件	減免対象区分	所得割に係るもの	均等割に係るもの	平等割に係るもの
(1) その者の居住している住宅について、災害により被害を受けた者	損害の程度が10分の5以上のもの	災害のあった日の属する月以後12箇月の期間に相当する保険料額	全額	全額	全額
	損害の程度が10分の2以上10分の5未満のもの	相当する保険料額	10分の5に相当する額	10分の5に相当する額	10分の5に相当する額
	損害の程度が10分の1以上10分の2未満のもの又は床上浸水のもの（損害の程度が10分の2以上のものを除く。）		10分の2に相当する額	10分の2に相当する額	10分の2に相当する額
(2) 失業、休業、廃業その他の理由により、理由発生の日以後1年間の地方税法第292条第1項第13号に規定す	その保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等（条例第13条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の	申請日の属する納期（複数の納期に属する場合は、その最初の納期）の初日の属する月（申請日が条例第23条第1項に規定す	10分の7に相当する額		

<p>る合計所得金額（譲渡所得、一時所得、先物取引に係る雑所得等、退職所得及び山林所得を除く。以下この表において同じ。）の見込額が、その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比較して2分の1以下に減少する者。ただし、条例第24条第1項に規定する特例対象被保険者等である者を除く。</p>	<p>所得と区分して計算される所得の金額の合計額をいう。以下同じ。）が、200万円以下の者 その保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が、200万円を超え400万円以下の者 その保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が、400万円を超え600万円以下の者 その保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が、600万円を超える者</p>	<p>る第6期の納期の末日の翌日から12月31日までである場合は、12月）からその月の属する年度の末日の属する月までの期間に相当する保険料額。ただし、当該申請日が同項に規定する第1期の納期の末日（同日後に所得割に係る保険料を賦課された者にあつては、当該保険料を賦課された日以後最初に到来する納期の末日）までの場合にあつては、理由発生の日の属する月からその月の属する年度の末日の属する月までの期間に相当する保険料額。</p>	<p>10分の5に相当する額</p>		
<p>(3) 法第59条第1号及び第2号の保険給付の制限を受けている者</p>		<p>当該保険給付の制限を受けている期間</p>	<p>当該対象者に係る所得割額の全額</p>	<p>当該対象者に係る均等割額の全額</p>	<p>当該対象者が単身世帯の者である場合に限る、平等割額の全額</p>
<p>(4) 条例第29条第1項第2号に該当する者</p>	<p>条例第29条第1項第2号ア及びイに該当する者のみで構成される世帯（特定世帯又は条例第25条第1項第1号若しくは第2号に該当する場合を除く。）</p>	<p>資格取得日以後に到来する納期分</p>	<p>全額</p>	<p>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、10分の5（条例第25条第1項第3号に該当する場合は、当該減額前の均等割額の10分の3）に相当する額</p>	<p>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、10分の5（条例第25条第1項第3号に該当する場合は、当該減額前の平等割額の10分の3）に相当する額。ただし、特定継続世帯は、条例第15条第3号ア及び条例第21条の5第3号アに規定する平等割額の10分の2.5（特定継続世帯であつて、かつ、条例第25条第1項第3号に該当する場合</p>

					は、当該額の10分の1)に相当する額とする。
	上記以外の世帯	資格取得日以後に到来する納期分	全額	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、10分の5(条例第25条第1項第3号に該当する場合は、当該減額前の均等割額の10分の3)に相当する額。ただし、条例第25条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。	

2 市長は、前項の表各号に定めるもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認めるものに対しては、保険料を減免することができる。

(減免申請の期限の特例)

第22条の2 条例第29条第2項の規則で定める場合は、前条第1項の表第1号又は第3号に該当する者が減免を申請する場合とする。この場合における条例第29条第2項の規則で定める日は、法第110条の2に規定する保険料の賦課決定をすることができる期間の満了日とする。

(保険料に関する申告)

第23条 条例第30条の申告は、国民健康保険料所得申告書による。

(保険料に係る過誤納金の取扱)

第24条 保険料納付義務者の保険料又は延滞金(以下「徴収金」という。)に過納又は誤納がある場合において当該納付義務者の未納に係る徴収金があるときは、過納又は誤納に係る徴収金を未納に係る徴収金に充当することができる。

2 納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は前項の規定によって未納に係る徴収金に充当するときは、市長は直ちに当該納付義務者に対し、過誤納金還付(充当)通知書によって通知しなければならない。

第25条 削除

第5章 削除

第26条 削除

第6章 雑則

(様式)

第27条 申請書その他書類の様式は、法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

第7章 罰則

(過料)

第29条 条例第33条から第36条までに規定する過料を科する場合は、国民健康保険料過料処分通知書によりその旨本人に通知し、納額告知書により徴収する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の方法及び適用期間)

第2条 世帯主は、条例附則第16条の規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、国民健康保険傷病手当金支給申請書を市長に提出しなければならない。

第3条 市長は、傷病手当金の支給を決定したときは、速やかに国民健康保険傷病手当金支給決定書を当該世帯主に交付するものとする。

第4条 加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第22号)附則第3項に規定する規則で定める日は、令和4年6月30日とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第5条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免は、次の表の対象者の欄に該当する者のうち、必要と認めるものに対し、同表の対象者の欄の区分にそれぞれ対応する減免の額の欄に定める額以内の額を減免することができる。この場合において、同一人が2以上の減免の対象者の区分又は第22条第1項の表に規定する減免の対象者の区分に該当するときは、減免額の多い規定のみを適用する。

対象者	減免の額
(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯	令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料額(以下「減免対象保険料額」という。)の全額
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者が事業又は業務を廃止し、又は失業し、当該者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、当該者が次のいずれにも該当する者 ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 前年の総所得金額等が1,000万円以下であること。 ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	減免対象保険料額に、被保険者の属する世帯の生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等に占める新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額の割合を乗じて得た額(以下「第2号減免対象保険料額」という。)の全額
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、当該者がこの表の第2号の項アからウまでのいずれにも該当する者	生計維持者の前年の総所得金額等が300万円以下の者 第2号減免対象保険料額の10分の8に相当する額 生計維持者の前年の総所得金額等が300万円を超え400万円以下の者 第2号減免対象保険料額の10分の6に相当する額 生計維持者の前年の総所得金額等が400万円を超え550万円以下の者 第2号減免対象保険料額の10分の4に相当する額 生計維持者の前年の総所得金額等が550万円を超え750万円以下の者 第2号減免対象保険料額の10分の2に相当する額 生計維持者の前年の総所得金額等が750万円を超え1,000万円以下の者

2 前項の規定による減免については、第22条の2の規定を準用する。この場合において、「前条第1項の表第1号又は第3号」とあるのは「附則第5条第1項の表の対象者の欄」と、「法第110条の2に規定する保険料の賦課決定をすることができる期間の満了日」とあるのは「令和4年3月31日」と読み替えるものとする。

3 条例第25条の2の規定の適用を受け、かつ、事業収入等(給与収入に限る。)が減少することにより第1項の表第2号又は第3号に該当する者に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 条例第25条の2の規定の適用を受け、かつ、事業収入等(給与収入を除く。)が減少することにより第1項の表第2号又は第3号に該当する者に対して、これらの規定を適用する場合にあっては、これらの規定中「算定した前年の総所得金額等」とあるのは「算定した前年の総所得金額等(当該金額を算定する場合には条例第25条の2の規定を適用した後の金額を用いるものとする。)」と、「生計維持者の前年の総所得金額等」とあるのは「生計維持者の前年の総所得金額等(当該金額を算定する場合には条例第25条の2の規定を適用する前の金額を用いるものとする。)」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成8年3月28日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成8年度以後の年度分の保険料について適用し、平成7年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年10月23日規則第57号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第22号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第31号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日規則第72号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条から第6条までの規定は、この規則の施行の日以後に新規則第4条第2項の規定により申請された一部負担金の減免又は徴収の猶予について適用し、同日前にこの規則による改正前の加古川市国民健康保険条例施行規則第4条第2項の規定により申請された一部負担金の減免又は支払の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第22条の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第14条の規定は、平成21年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給の申請について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第22条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月30日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第22条の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第22条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月20日規則第61号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月10日規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険条例施行規則（以下「新規則」という。）第22条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第5条の規定は、令和元年度分の保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和2年度分の保険料について適用する。

附 則（令和2年9月30日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第40号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険条例施行規則附則第5条第2項の規定は、令和3年度分の保険料の減免について適用し、令和2年度分以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

○加古川市国民健康保険事業基金条例

平成3年9月30日
条例第16号

(設置)

第1条 加古川市国民健康保険事業の財政調整を図り、事業の健全な運営に資するため、加古川市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、加古川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○加古川市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年10月29日

規則第14号

改正 平成7年3月31日規則第19号

平成30年3月30日規則第29号

令和3年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市国民健康保険条例(平成7年条例第2号)第3条の規定に基づき、加古川市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険料の賦課徴収に関する事項
- (2) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (3) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長のほか副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の定数の4分の1以上の委員から会議の招集の請求があつたときは、会長は、会議を招集しなければならない。

2 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

3 会議は、委員の定数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、協議会において審議した事項その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成し、出席委員のうち2人と共に署名しなければならない。

(委員の辞職)

第8条 委員が辞職しようとするときは、会長を経て、市長に届け出なければならない。この場合において、当該委員が会長であるときは、あらかじめ、協議会の承認を得なければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康医療部国民健康保険課において処理する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年10月1日から適用する。

2 加古川市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第3号)は、この規則施行と同時に廃止する。

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議(委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。)は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成7年3月31日規則第19号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第29号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○加古川市国民健康保険人間ドック助成規則

昭和56年6月1日
規則第15号

改正 昭和57年3月4日規則第4号
昭和59年5月21日規則第16号
昭和61年7月14日規則第19号
昭和62年3月31日規則第10号
平成4年4月10日規則第22号
平成7年3月31日規則第21号
平成10年3月30日規則第1号
平成10年3月30日規則第13号
平成14年3月29日規則第23号
平成15年9月30日規則第53号
平成18年10月10日規則第64号
平成19年3月30日規則第19号
平成21年2月27日規則第12号
平成23年3月31日規則第20号
平成24年3月23日規則第10号
平成26年2月28日規則第8号
平成27年3月31日規則第36号
平成28年3月11日規則第7号
平成28年6月29日規則第51号
平成30年3月30日規則第30号
平成31年3月20日規則第9号
令和3年3月25日規則第16号
令和4年3月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市国民健康保険条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、被保険者の健康の保持増進に寄与するため、被保険者が人間ドックを受ける場合に要する費用の全部又は一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次条に規定する人間ドックを受けようとする被保険者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 30歳以上の者
- (2) 引き続き6月以上の加入期間を有する被保険者であり、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条に規定する療養の給付、法第53条に規定する保険外併用療養費、法第54条に規定する療養費、法第54条の2に規定する訪問看護療養費及び法第54条の4に規定する移送費の支給（以下「療養の給付等」という。）を継続的に受けていないもの
- (3) 条例第11条に規定する国民健康保険料（平成6年度分以前の国民健康保険税を含む。）を滞納していない世帯に属する者
- (4) 受診日の属する年度において本市が実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条の規定に基づく特定健康診査又は特定健康診査に準ずる健康診査を受診していない者
- (5) 人間ドックの受診結果を本市が実施する高確法第20条の規定に基づく特定健康診査及び同法第24条の規定に基づく特定保健指導並びに法第82条の規定に基づく保健事業において活用することに同意する者

(助成対象の人間ドック)

第3条 助成対象となる人間ドックは、次のとおりとする。

医療機関等	人間ドックの種類
公益財団法人加古川総合保健センター（以下「保健センター」という。）	1日コース 兵庫県2時間人間ドック事業実施要領に基づき実施する健康診査（以下「2時間コース」という。）
地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院（以下「加古川中央市民病院」という。）	2日コース 1日コース
特定医療法人社団仙齡会はりま病院（以下「はりま病院」という。）	半日コース

医療法人社団栄徳会加古川磯病院（以下「加古川磯病院」という。）	半日コース
医療法人社団順心会順心病院（以下「順心病院」という。）	1日コース
医療法人社団せいわ会たずみ病院（以下「たずみ病院」という。）	1日コース
医療法人社団松本会松本病院（以下「松本病院」という。）	1日コース
堀胃腸外科	1日コース
医療法人社団奉志会大西メディカルクリニック（以下「大西メディカルクリニック」という。）	半日コース

（助成金の額及び助成限度）

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる人間ドックを受ける同表の中欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

保健センター2時間コース	申請日の属する年度の前年度において、年度を通じて被保険者であり、かつ、年度を通じて療養の給付等を受けていない世帯（以下「無受診世帯」という。）に属する者	15,000円
	上記以外の者	10,000円
加古川中央市民病院2日コース	無受診世帯に属する者	35,000円
	上記以外の者	25,000円
保健センター1日コース 加古川中央市民病院1日コース	無受診世帯に属する者	20,000円
	上記以外の者	15,000円
はりま病院半日コース 加古川磯病院半日コース 順心病院1日コース たずみ病院1日コース 松本病院1日コース 堀胃腸外科1日コース 大西メディカルクリニック半日コース		

2 助成金の交付は、1年度につき1人1回とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、加古川市国民健康保険人間ドック助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、助成金の交付の可否について決定し、加古川市国民健康保険人間ドック助成金交付決定（却下）通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成券の交付）

第7条 市長は、前条の規定により、助成金を交付することを決定した場合は、助成金に代えて、加古川市国民健康保険人間ドック助成券（以下「助成券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 助成券の有効期間は、前条の規定に基づく決定の日の属する月の翌月の末日又は当該決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（助成金の請求）

第8条 第3条に規定する医療機関等は、助成券の交付を受けた者が人間ドックを受けた場合において、助成券の提出を受けたときは、毎月当該助成券をとりまとめ、助成金の額の合計に相当する額（以下「助成金相当額」という。）を翌月の10日までに市長に請求するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の請求を受けたときは、その内容を審査し、正当と認めるときは、当該医療機関等に助成金相当額を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、助成券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 第2条に規定する要件を欠くとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の場合において、期限を定めて、助成券又は助成金の返還を命ずるものとする。
(様式)

第11条 申請書その他書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月4日規則第4号)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック施設利用助成規則第4条の規定は、昭和57年4月1日以後に助成金の交付の決定を受けた者について適用し、同日前に助成金の交付の決定を受けた者については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和59年5月21日規則第16号)

1 この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック施設利用助成規則第4条の規定は、昭和59年6月1日以後に助成金の交付の決定を受けた者について適用し、同日前に助成金の交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年7月14日規則第19号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則は、昭和61年4月1日以後の助成金交付の決定を受けた者について適用し、同日前に助成金交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック施設利用助成規則の規定は、昭和62年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年4月10日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第21号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック施設利用助成規則の規定は、平成10年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック施設利用助成規則の規定は、平成14年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月30日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成16年1月

1 日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月10日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成19年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成21年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成23年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成26年4月1日以後の助成金交付の申請について適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成27年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月11日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の加古川市国民健康保険人間ドック助成規則の規定は、平成28年4月1日以後の助成金交付の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月29日規則第51号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定（「磯病院」を「医療法人社団栄徳会加古川磯病院（以下「加古川磯病院」という。）」に改める部分に限る。）及び第4条第1項の表の改正規定（「磯病院半日コース」を「加古川磯病院半日コース」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前になされた地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川西市民病院又は地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川東市民病院に係る助成金交付の申請は、地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院に係る助成金交付の申請とみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第30号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則 (平成31年3月20日規則第9号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 (令和3年3月25日規則第16号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 (令和4年3月24日規則第8号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

国民健康保険事業概要
令和5年8月発行
加古川市健康医療部
国民健康保険課
TEL079-427-9188
